



Title	地域性と全道性のはざまの「北海道アイヌ協会」
Author(s)	高田, 恭太郎
Citation	北大法政ジャーナル, 30, 1-35
Issue Date	2023-12-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91052
Type	departmental bulletin paper
File Information	HouseiJournal_30_01_Takada.pdf



地域性と全道性のはざまの 「北海道アイヌ協会」

たか だ きょうたろう
高 田 恭太郎

目次

第1章 はじめに	3
第2章 問題の所在	4
2-1 先行研究	4
2-2 問題の所在	5
2-3 対象・方法	6
第3章 「十勝アイヌ旭明社」と「北海道アイヌ協会」	7
3-1 「十勝アイヌ旭明社」の誕生	7
3-2 「北海道アイヌ協会」の機関誌『蝦夷の光』の分析	8
3-3 戦前の「北海道アイヌ協会」の別の姿	12
第4章 喜多章明の全道性の模索	13
4-1 喜多章明という人物	13
4-2 喜多章明のアイヌ観	14
4-3 喜多章明と戦後の「北海道アイヌ協会」	19
4-4 全道組織の発端— 日本臣民としてのアイヌ	20
4-5 全国水平社とアイヌ民族の連携の可能性	24
第5章 十勝中心とその後	26
5-1 『アイヌ新聞』と十勝アイヌ	26
5-2 結論	29
第6章 おわりに	30
参考文献	31

第1章 はじめに

アイヌ民族は北海道に古来から存在し、古代から本州以南に住む和人とは交易を通じて交流を行ってきた。19世紀半ばから蝦夷地は江戸幕府の直轄地となり、明治維新以降には蝦夷地は「北海道」と命名され、開拓政策および植民地化政策が行われた。アイヌ民族に対して明治政府は伝統的な生活風習や風俗を禁止し、日本語の使用を奨励するなど、大日本帝国への同化政策を推進した。明治政府による土地収奪や伝統的な狩猟の禁止等によって多くのアイヌ民族は従来の生活が奪われ、困窮するようになった。

1920年代以降、日本社会が「大正デモクラシー」と呼ばれる時代になると、アイヌ民族の中にも教育を受けたエリート層や、事業に成功して金銭的余裕を有する者が現れる。そして、経済的に窮乏している同胞のために声を上げる活動家が誕生していくのであった。

1930年、北海道庁学務部社会課の喜多章明は「北海アイヌ協会」（後に「北海道アイヌ協会」となる）を設立したとされ、その機関誌として『蝦夷の光』を発行する。これは日々の生活に困窮し、無能、野蛮と差別される全道のアイヌ民族の修養・進歩向上のために設立、発行されたものであった。しかしながら、「北海道アイヌ協会」の活動は、機関誌『蝦夷の光』を発行する程度にとどまり、その『蝦夷の光』も1933年発行の第4号で出版が中止されてしまう。「北海アイヌ協会」は1927年に喜多章明を中心に十勝アイヌの修養・進歩向上のために設立された「十勝アイヌ旭明社」の流れを組んだものであり、「北海道アイヌ協会」の中心人物も幕別出身の吉田菊太郎や帯広出身の伏根弘三といった「十勝アイヌ旭明社」と同様であった。『蝦夷の光』に記載される記事についても、十勝出身のアイヌのものや十勝アイヌに関係するようなものが多くみられる。一方で、釧路や日高に所在するアイヌの記事は存在するものの、あまり多くは見られない。また旭川周辺の上川アイヌは「北海アイヌ協会」に参加していないとされて

いる。以上のように喜多は「北海道アイヌ協会」を北海道全域のアイヌの修養・進歩向上のために設立したのだが、実際は十勝アイヌ中心の組織となっていたと考えられる。『蝦夷の光』の第4号を発行した後の「北海道アイヌ協会」の活動はほとんどみられない。

その後、日本の太平洋戦争の敗戦を経て、「北海道アイヌ協会」は1946年に新たに創立され、機関誌『北の光』を発行する。この「北海道アイヌ協会」は「アイヌ民族の教養を高めると共に福利厚生を図つて物心両面に亘り同族の向上発展」¹を目的としている。戦後にはGHQの指導の下、全国で農地改革が行われたが、北海道旧土人保護法で給付されたアイヌの土地もこの農地改革の対象になったことに対して反対運動が起こり、「北海道アイヌ協会」はこの運動の中心となった。しかしながらこの運動は失敗し、「北海道アイヌ協会」の活動は下火になってしまう。1961年になると「北海道アイヌ協会」の活動は再興し、協会の名称は「北海道ウタリ協会」に変更される。これは当時のアイヌ民族が、これまで差別的用語としても頻繁に用いられた「アイヌ」という言葉を、自分らの協会の名に使用することを嫌ったためである。そのためアイヌ語で「同胞」を指す言葉である「ウタリ」を協会の名称に使用することとなった。この名称は2009年に「北海道アイヌ協会」と名称が再度変更されるまで使われた。

1899年に公布された北海道旧土人保護法は1997年に廃止され、北海道アイヌ文化保護法が新たに制定された。さらに2019年にはアイヌ施策推進法が公布され、アイヌ民族は北海道の先住民族であることが法律に明記された。2020年には「民族共生象徴空間」通称ウポポイが開業し、日本社会においてアイヌ民族に対する関心は非常に高まっているといえる。このような現状において、日本はアイヌ民族が自らを「アイヌ」として生まれてきたことに誇りを持てる社会を実現すべく、さまざまな政策を打ち出し、またアイヌ民族たちも自主的な運動を続けている。しかしながらこの考えは近代においては主流なものではなく、アイヌは「滅

びゆく民族」だという価値観が一般的であった。「北海道アイヌ協会」を設立した喜多章明は困窮するアイヌを救済すべく活動も行うも、彼は和人への同化がアイヌを救うために必要なものであると信じ行動していた。また、多くのアイヌ民族もそれが自らが差別なく日本社会で生きていくために必要であると考えていたようだ。戦後に設立された「北海道アイヌ協会」もアイヌの福利向上・生活向上を目的とする組織であり、アイヌ文化の保護やアイヌであるというアイデンティティを守るための活動が主であったわけではなかった。

しかし、全てのアイヌ民族がそのような和人への同化こそが自らの生きる道であると考えていたわけではない。アイヌの歌人である余市出身の達星北斗は、「俺はたゞアイヌであると自覚して正しき道をふめばよいのだ」²という歌で表現しているように、「アイヌ」として生きていくことに誇りを持っていた。そして「滅びゆくアイヌ」だという状況を悲しみ、アイヌの自立の必要性を唱えて活動を行っていた。

このような時代において、「北海道アイヌ協会」という北海道のアイヌ民族のための組織はいかなる影響力を有していたのだろうか。アイヌが生活の困窮から脱し、差別なく生きていくためにいかなる活動をおこなっていたのだろうか。

第2章 問題の所在

2-1 先行研究

本研究の対象となる戦前の「北海道アイヌ協会」の先行研究として挙げられるのは山田伸一による研究である。³山田の研究は、「北海道アイヌ協会」の設立と1931年8月2日に開催された「全道アイヌ青年大会」を考察し、1930年7月18日に開催された「旧土人大会」により「北海アイヌ協会」が設立されたという通説に疑義を呈した。「北海道アイヌ協会」の創立の決議は存在しなく、「北海道アイヌ協会」は組織的な手続きを経ずに設立されたものであると主張し⁴、「喜多章明が道庁本庁への転勤を機として『蝦夷の光』の刊行を実現す

る際に組織的な手続きを経ずに登場させたものである」と結論づけた。そして、「組織としての実態が乏しく、アイヌ民族の主体性を十分に糾弾しないという「アイヌ協会」の性格は、登場の経緯自体から必然的にもたらされたものである。」⁵とした。『北海道アイヌ(ウタリ)協会史研究』に「前史」を記した竹内渉もこの山田の研究を参考にし、「喜多の言う1930年7月18日に「北海道アイヌ協会」を設立したという事実はなかったと考える」⁶という立場を取った。竹内は加えて、「全道アイヌ青年大会」によって「アイヌ協会」に支部が新設されたことを踏まえ「結論として、既成事実の積み重ねを追認するという曖昧な決定(実態のない組織の支部新設)をもって、「北海道アイヌ協会」という組織が事実上設立されたことになった。」⁷とした。機関誌『蝦夷の光』を確認しても、「北海アイヌ協会(北海道アイヌ協会)」という言葉は発行所や役職名に記載されるだけであり、記事の本文中にでてくることはほとんどない。唯一の例外として、『蝦夷の光』第3号の北海道アイヌ協会幕別支部・長谷川紋蔵の「真の成功とは何?」という記事の本文中に「北海アイヌ協会」の文言がでてくる。このように、「北海道アイヌ協会」は資料が乏しいこともあり、あまり実態がつかめない組織である。

他の研究において、あまり戦前の「北海道アイヌ協会」を主軸においたものはない。小川正人は「北海道アイヌ協会」が道庁主導で設立されたということから「アイヌ民族の活動を自らの政策意図に見出すことができる」⁸と指摘し、また旭川のアイヌが不参加なことを道庁との対立から説明するなど、道庁との関係から「北海道アイヌ協会」を考察しているが、あまり深くまで言及してはいない。リチャード・シドルも『アイヌ通史』にて「アイヌ協会」について記述するも、概説するにとどまる。しかし、喜多章明については言及している。シドルは喜多章明を喜多の著作も含めて考察し、喜多を「血の「融合」によるアイヌ同化の提唱者」⁹と位置づける。なお、訳者のマーク・ウィンチェスターは、訳注にて、前述の山田の研究な

どを参考にし、「近年、一九三〇年に「設立」されたと言われてきた戦前の「北海道アイヌ協会」の実態をめぐって疑問が提示されている」¹⁰と記述する。

戦後のアイヌ協会の先行研究についてもあまり多くはない。1946年に設立された「北海道アイヌ協会」については、これを主軸に据えた研究はほとんどないといえる。様々な研究において多少触れられることはあるが、設立してすぐに活動が低調になったため、研究史料も少なく、一文二文で簡単に説明されることが多い。

1961年に「北海道アイヌ協会」は再建され、「北海道ウタリ協会」と改称する。(ウタリとはアイヌ語で同胞、仲間という意味である。)¹¹「北海道ウタリ協会」になってからの研究はいくつか見られる。まず一つとして、竹内渉による野村義一に関する研究¹¹である。野村義一は、1960年に「北海道アイヌ協会」の常任理事に就任し、1964年から改称した「北海道ウタリ協会」の理事長を1996年まで32年間務めた人物である。また、木戸調による「北海道ウタリ協会」の運動とアイヌの主体性についての研究がある。この研究では、1960年代の再建したての「北海道ウタリ協会」の活動は「福祉的側面」を重視していたが、「1974年の事務局の独立をきっかけに北海道ウタリ協会は国際的なもの」となり、それと同時に「アイヌ文化の位置づけも大きく変化」し、文化継承という活動が活発化したことを指摘した。¹²これらの研究は「北海道アイヌ協会」(「北海道ウタリ協会」)の内部を探るものであるが、対象の年代が今回扱いたい1960年代以前のものではない。

2-2 問題の所在

「北海道アイヌ協会」は喜多章明が全道性な組織を作るべくして、1930年に誕生させたものであるとされている。しかしながら、この「アイヌ協会」は「十勝アイヌ旭明社」と中心人物が多く重なっていたりと十勝アイヌ中心の組織となつていえるだろう。この「北海道アイヌ協会」と機関誌の誕生を祝う後志地方の余市アイヌや釧路

のアイヌも一部存在するが、それでも十勝中心であったことには変わらない。旭川周辺に住む上川アイヌは、この「北海道アイヌ協会」が北海道庁と非常に密接であることに嫌悪感をいだき、「北海道アイヌ協会」に参加しなかったとされている。

「十勝アイヌ旭明社」という十勝における強固な団体が存在しているなかで、「北海道アイヌ協会」とはいったいどのようなものであったのか。喜多は「北海道アイヌ協会」を全道組織とすることを企図していたようであるが、その構想をアイヌ民族自身はどのように考えていたのだろうか。本研究では「北海道アイヌ協会」に取り巻く各地方のアイヌの関係を踏まえながら、喜多が描く全道的組織としての「北海道アイヌ協会」構想と、実際の「北海道アイヌ協会」が全道性を持ち得ず、十勝アイヌ中心の組織となつてしまったことについて考察したい。

また、戦後すぐに創立された「北海道アイヌ協会」についてもあまり研究はされていない。これは活動が活発でなかったことと史料が少ないことが大きく関係しているだろう。しかし、本稿では戦前の「北海道アイヌ協会」とのつながりの中から、この戦後の「アイヌ協会」は全道性を有していたのか否かについての観点から検討を行う。

近年、従来の和人からの視点によるアイヌ史ではなく、アイヌ側の視点に立った主体的なアイヌ史の必要性が主張されている。そのなかで、戦前における「北海道アイヌ協会」は同時代のアイヌらが初めて全道的に団結した団体であるとされるが、その研究はあまりされていない。そこで、本研究では「北海道アイヌ協会」が同時代において、アイヌの自主的な団結が北海道社会、そしてアイヌ民族にとってどれほどの存在であったのか検討したい。

前述したようにこの戦前と戦後直後に創設された新旧の「北海道アイヌ協会」に関する史料はあまり多くない。そしてまた、戦前の「北海道アイヌ協会」を設立し、官吏でありながらも全道のアイヌのために運動を指示した喜多章明についての

研究もあまり存在しない。そのため、これらを研究対象として昭和初期におけるアイヌ民族の運動を検討することには大きな意義があると考えられる。アイヌ民族の地域性と全道的な団結という視点を用いてアイヌ民族の運動を検討することで、現在の「北海道アイヌ協会」や各地域におけるアイヌの団体を考える上での新たな示唆を提示できるのではないかと考える。さらに、この時代の「北海道アイヌ協会」や喜多章明の研究があまり厚くないことを示してきたが、喜多の研究に関していえば、その中でも喜多の著作のなかの記憶や事実とされてきたことの信憑性が高くないことを示すものが多い。そこで、本研究では喜多の運動や思想に再度焦点を当て、喜多の功罪について再検討したいと考える。

2-3 対象・方法

本研究の主な対象は、戦前1930年に設立されたとされる「北海道アイヌ協会」と戦後1946年に設立された「北海道アイヌ協会」とその設立に大きく関与している「十勝アイヌ旭明社」そして喜多章明である。1961年に改称され、再建された「北海道ウタリ協会」は研究の対象とはしない。また、少々疎放な表現となるが十勝アイヌや旭川地方の上川アイヌといった、北海道の各地に住まうアイヌの考え方や地域性についても研究の対象とする。彼らの地域性と北海道全域性を帯びさせたいと考える「北海道アイヌ協会」との関わりについてを本研究では分析したいと考える。

戦前の「北海道アイヌ協会」と戦後の「北海道アイヌ協会」の連続性について、だいたいの研究ではこの両者には一定の連続性があるとされている。機関誌『北の光』を含むさまざまな著作において、喜多は当然のように戦前と戦後の「北海道アイヌ協会」のつながりについて言及し、様似などのアイヌ協会支部の戦後に刊行された機関誌にも戦前の「北海道アイヌ協会」についての言及がある。「北海道ウタリ協会」において長年理事長を務めた野村義一も「昭和二十一年に社団法人「北海道アイヌ協会」という名で組織作りしたと

いうのは、全く白紙ではなく、喜多さんのアイヌ協会の記憶があったところに作られたのではないのでしょうか」と述べ、野村の発言を受けた司会の「喜多章明の精神的な下地があったから、戦後のアイヌ協会ができたところもあるという考えですね」という発言に「そういう考え方もありますね」と返す。¹³この点で野村は一定の継続性を認めていたと考えてよいだろう。

しかしながら、平取アイヌの代表格である貝澤正は2つの「北海道アイヌ協会」の継続性をきっぱりと否定している。貝澤正は新旧の「北海道アイヌ協会」のつながりについて「全く関係ありません」、「第一次アイヌ協会と戦後の第二次アイヌ協会とは全然性格が違ってきますし、全くつながらないと思います」¹⁴と主張する。このようにアイヌの中では、「北海道アイヌ協会」の継続性を否定するものも存在する。

本稿では、新旧の「北海道アイヌ協会」の設立の目的が同じことや名称が同じであることなどを理由にし、これら両者にはつながりがあるとして論を進めていくが、この2つの「北海道アイヌ協会」の違いについては検討を行いたいと考える。

なお、上記のように、本研究が対象とする戦前の「北海道アイヌ協会」の実態が未だに掴めていないという問題がある。しかし、本研究においては、機関誌『蝦夷の光』の発行機関としての「北海道アイヌ協会」は存在したということをも重要視し、「北海道アイヌ協会」という組織の実態には深く触れないでおく。本研究は「北海道アイヌ協会」という組織の有様を明らかにしていくものではないことを先に示しておきたい。

研究の手段として、戦前の「北海道アイヌ協会」については主に機関誌である『蝦夷の光』を使用する。これは他の史料が少ないためでもあるが、「北海道アイヌ協会」の活動の主がこの機関誌『蝦夷の光』の発行であったことが大きな理由の一つである。この『蝦夷の光』を分析することで「北海道アイヌ協会」がどのような考えを有し、どのような活動を行おうとしていたのか、北海道内各地域のアイヌとはどのような関係であったのかを

探る。また、1967年に発行された『えぞ民族社団 旭明社五十年史』など喜多章明の著作も分析し、喜多章明のアイヌ民族に対する考えやビジョンも分析していきたい。

前掲の山田伸一の研究によると、喜多の証言には虚実が入り混じっているという。この喜多の言論の信憑性については、小川正人や松本尚志など他の研究者も指摘するところである。しかし、喜多の発言の信憑性の是非については他稿に譲り、本稿では喜多の発言の正確性をそれぞれ精査することはせず、喜多の意図を読み取ることに中心的に行っていくことにする。

1946年に創設された戦後の「北海道アイヌ協会」についても、機関誌である『北の光』を使用した。しかし『北の光』は創刊号以降の発刊がない。そのため、『北の光』以外の高橋真による『アイヌ新聞』や喜多の書籍を含むさまざまなアイヌらの著作や寄稿文を分析する。

第3章 「十勝アイヌ旭明社」と「北海道アイヌ協会」

3-1 「十勝アイヌ旭明社」の誕生

まず、喜多章明が1927年に設立されたとされる「十勝アイヌ旭明社」について扱う。この「旭明社」は「あいぬ民族のために、文化経済の第一線保護指導機関として、はた又同族のために、社会的、政治的救済活動の推進機関として、運営して来た」¹⁵と喜多は後年記す。また、喜多は「帯広町の十勝公会堂に会合し、指導機関設立の議を起し、満場一致を以て…設立を議決した。社名の「旭明」は、ウタリが同化によつて固有の姿は消ゆるも、明日は黎明の旭となつて生れ出で、未来永却に栄んことを期待して名付けられた。」¹⁶と誕生の背景を記した。このように「十勝アイヌ旭明社」は、アイヌ民族の福祉の支援や生活向上を目的に生まれたのであった。当時の喜多章明は北海道庁河西支庁社会主任という立場であった。「十勝旭明社規約」は以下のものである。一部抜粋する。

十勝旭明社規約¹⁷

第一章 総則

第一条 本社は十勝旭明社と称し帯広市に置く。

第二条 本社は十勝国在住のアイヌ人を以て組織す。但し一般人の加入を妨げず。

第二章 目的及事業

第三条 本社はアイヌ族の文化経済の指導・向上を図るを以て目的とす。

：

第二条にあるように、「旭明社」は十勝国在住のアイヌによって構成される。設立の際に参加した十勝のコタンの代表者は喜多章明（河西支庁社会主任）、古川辰五郎、伏根弘三（伏古コタン代表）、山川広吉（エカンベツコタン代表）、吉田菊太郎（チロウトコタン代表）萩原茂仁崎（チエトイコタン代表）、赤梁小太郎（メモロプトコタン代表）等であった。また、役員については、理事社長：喜多章明、理事：山川広吉、中村要吉、伏根弘三、土田豊三郎、監事：萩原茂仁崎、赤梁小太郎であった。帯広、幕別、本別、芽室などの十勝管内のアイヌが参加し、組織していたようだ。

明治32年に制定された北海道旧土人保護法は、実際にはアイヌ民族の生活を助けるものではないとのアイヌらの考えから、保護法の改正運動がアイヌのなかで起こる。「十勝アイヌ旭明社」もイギリス人宣教師ジョン・バチェラーと協力し、この北海道旧土人保護法改正に取り組むこととなった。「旭明社」は改正案を道庁に提出するも、道庁主管課の竹谷源太郎が「提唱者は十勝旧土人のみの要請であるが、此の問題は全道旧土人の問題であるから、全道内部旧土人代表者の意見を聴かなければならぬ」と言い出した¹⁸とのことである。そこで旭明社は1930年7月18日に「旧土人大会」を開催し、改正案を要請することを全員一致で決議した。その要請に際し、「大会は今後此の運動を促進する必要上、運動母体を結成することになり、直に全道ウタリを網羅したる「北海道アイヌ協会」を結成すべく議題に供し、万場拍手のうち本協会は誕生した。（今のウタリ協会の

前身)」とされる。この時期の「旧土人大会」の開催や「北海道アイヌ協会」の設立には前述の通り、異論もとなられているが、後年の喜多の著作によればこの1930年7月18日に喜多が望んだ全道組織としての「北海（道）アイヌ協会」が設立されたとされる。

帯広百年記念館発行の『ふるさとの語り部』第6号によると、喜多章明は戦後に「旭明社」を再興させ、農地改革後の農地の確保問題等に尽力したが、1968年に大須賀康太郎に後を託し、自身は旭明社から身を引いた。しかし、大須賀は市議員を辞めたならば旭明社の社長も辞めたいと述べ、結局「十勝アイヌ旭明社」は解散総会を開催し、解散する運びになった。

3-2 「北海道アイヌ協会」の機関誌『蝦夷の光』の分析

「北海道アイヌ協会」の機関誌『蝦夷の光』は第四号まで発刊された。創刊号は1930年11月5日に発行され、編集人は喜多章明である。第二号は翌年1931年3月1日に発行され、編集兼発行人が吉田菊太郎に変更された。第三号は同年1931年8月1日に発行され、編集兼発行人は同じく吉田菊太郎が務めた。第四号に関しては発行はされるのだが、喜多章明の著作『蝦夷地民話 えかしは語る』の付録として刊行された。そのため『蝦夷の光』としては非売品となっている。なお、これらの発行所は全て「北海道アイヌ協会」となっている。

創刊号について分析する。まず目につくのは目次の次頁にある写真である。この写真には「昭和五年三月十五日帯広町十勝公会堂に於て開かれたる十勝アイヌ旭明社第七回定期総会の光景（壇上は本社長喜多章明氏）」と書かれている。『蝦夷の光』は「北海道アイヌ協会」の機関誌である。それなのにも関わらず、「旭明社」の定期総会の写真が載せられている。

また、この『蝦夷の光』創刊号には「発行所」の名前や喜多の肩書のなかでは「北海アイヌ協会」という文字は現れるのだが、記事の本文中に「北

海（道）アイヌ協会」の文言が登場しない。いくつかの記事においては、『蝦夷の光』が出版されたことを称える文章が出てくるのだが、ここにおいても「北海（道）アイヌ協会」の誕生ではなく、『蝦夷の光』の発行が祝われている。「北海（道）アイヌ協会」の文字がでてこない一方で、「十勝アイヌ旭明社」という言葉はいくつも見られる。

「十勝アイヌ旭明社」の文言が現れる創刊号内の記事をいくつか紹介する。まず幕別アイヌの「幕別村保導委員 十勝アイヌ旭明社幹事長」の吉田菊太郎に関する記事である。題目は「後進青年諸子に禁酒を進む」である。幕別出身のアイヌである吉田菊太郎は酒で泥酔したことによって自宅を焼失させてしまうという過去から禁酒を誓い、アイヌ同族に禁酒を勧めている。本記事は酒を禁止したことで様々な人から信頼を得ることができ人生をやり直すことができたという自らの過去を記すものである。この本文で「幾月かの時が流れるに従つて私の信用を厚くした。自己の不名誉を取戻す前に名誉職を背負わされる程信用を受けた。幕別互助組合評議員 幕別矯風会々長 幕別土人保導員 十勝アイヌ旭明社主幹 等々私は此の名誉職を慚愧と感謝とを以て受けた。そうして忠実に身を捧げるべく誓つた」とある。¹⁹また喜多の記事「一生を同族の為に捧げた アイヌ族界の傑士伏根弘三君」のなかに、伏根が、「部落の保導委員」、「禁酒会長」、そして「十勝アイヌ旭明社の顧問」としてアイヌ民族の教化に努めていることを書いた。²⁰

喜多の記事「覚醒されつつある 十勝アイヌの現状」にて、喜多は「十勝アイヌも以前迄は他管内に見る様な退嬰的なアイヌであったが、昭和2年5月、十勝アイヌ青年に依つて旭明社なる教化団体が組織され、本社に依つて同族を教化する事になった。事業としては毎年3回位首都帯広町に集合して時事の講演会やら、農事の講習会を開催し、或は時に各自の意見発表弁論会等を開催して相互の修養に努めている。」、「昨年6月には本社の主催に依つて全道コタンの視察団を組織して、道内六市及び日高、胆振の管内を視察した」と「十

勝アイヌ旭明社」の活動について記された。また、「十勝国は旭明社団体が中心となって各々独立自在の方嚮に向かって進みつつある」と記し、十勝アイヌに対してその実績を称賛し、今後の活動を期待する言葉を送った。また「十勝アイヌ旭明社」の活動についても詳しい説明を行った。一方で、他管内のアイヌを「退嬰的」と感じていることもわかる。²¹このように十勝アイヌや「十勝アイヌ旭明社」といった「十勝」に関わる活動が喜多からいくつも紹介されている。

一方で十勝から離れた地方のアイヌによる記事も少数ながら存在する。彼らの記事にも興味深い点がある。まず一つは余市の違星梅太郎からの投稿である。違星梅太郎は、後述する詩人の違星北斗の兄である。違星梅太郎は「『蝦夷の光』誕生を祝う」で、「今回アイヌ族相互の修養の為に、雑誌『蝦夷の光』が発刊せられた事は、我が同族発展の為に慶賀に堪えぬ」²²と記した。これは十勝管内から少々離れた余市に所在するアイヌだからこその発言なのではないか。アイヌの全道的な連帯としての『蝦夷の光』の発刊に十勝アイヌにはない特別な思いがあるのではないかと感じる。また、釧路国支庁管内アイヌ代表という肩書を有する小信小太郎の記事も記載されている。「同族の喚起を促す」において「本誌は今回吾等民族の親和融合てふ、重大なる使命を帯びて北海道の中心、札幌市より突然と現れた。顧みるに本誌の主催者喜多先生は是迄十勝国同族の嚴父であり、慈母であつた。此度は其居を札幌に移して全道同族の明星として臨まれた。」²³と記されている。ここにおいて「全道同族の明星」というような全道での一体性についての喜びが表現されている。これも釧路という十勝から離れた小信ならではの感覚なのではないだろうか。このように余市アイヌの違星と釧路アイヌの小信の記事には共通した『蝦夷の光』が全道性を帯びた発行物であることに対する期待や喜びを読み取ることができる。

『蝦夷の光』の後半部には喜多章明による人物評伝がある。ここで出てくるアイヌは幕別・池田・帯広・有珠・平取・鶴川・余市・本別・士幌・白

糠・厚岸・名寄の人物である²⁴。ここにもやはり少しの偏りがある。これは人口分布によるものなのだろうか。昭和5年7月5日段階でアイヌの総戸数は3,417で、浦河1280戸、胆振699戸、河西334戸、釧路209戸、根室137戸、網走136戸、石狩108戸、室蘭99戸となっている²⁵。河西支庁がいまの十勝地方にあたる。道内の多くのアイヌは浦河管内に居住しており、十勝にアイヌが集中しているわけではないのがわかる。現在も多くのアイヌ民族が居住する平取も浦河管内に位置する。そのため、人口がただ十勝に多いために機関誌『蝦夷の光』で十勝アイヌが多く扱われているわけではないことがわかる。

次に第二号を分析する。「時代の先端を歩みつつある「十勝白人コタン」の現状」では、十勝管内の幕別にある白人コタンのアイヌが「経済生活の向上、風習改善も邁進」していることが記され、「現幕別互助組合長渡邊氏並に常時組合事務を担当している大塚平覚氏」の和人身の二人が組合の幹部に就任し、町役場もアイヌへ親切な対応をすること、そして吉田菊太郎が矯風会を設立し、部落の生活改善が進められたことなどを紹介された。²⁶この記事は「記者」によって書かれたものである。喜多の記事には「喜多章明」という名前を出されるものと「記者」と最初に書かれ最後に「(喜多紅洋)」と付されるものがあるため、この記事の「記者」が喜多である可能性はあるが、文末に「(喜多紅洋)」と記されていないため、本記事が喜多のものであるかはわからない。このように本記事では、十勝の白人コタンではアイヌの「風習改善」、「生活改善」が進んでいることが示されている。加えて、記者による「全道の先進組合 十勝帯広町伏古コタンの現状」においては、「十勝国の首府帯広町の郊外」にある「十勝国に於ける、由緒深い伏古のアイヌコタン」について称賛気味に語られている。伏古コタンが部落の風習改善が進んでいることも記され、「十勝の中心地として、天然に先進の使命に担わされたる、伏古コタンも近き将来には、総べての点に於いて全道に冠たる時が来るであらう。」という言葉で締

められている。²⁷もし記者が喜多であるとする、喜多は生活習慣が改善されつつある十勝アイヌを中心として全道的にアイヌの生活風習を改善させていくという考え、計画があったことが読み取れる。そして記者が喜多でなくとも、記事を寄稿するアイヌではなく『蝦夷の光』の記者を名乗るものが以上のように記述するということは、「北海道アイヌ協会」を通して、十勝のアイヌコタンのような生活や風俗の教化を全道で進めていくべきであるという意志が感じ取れる。

また、釧路白糠コタン代表・小信小太郎の「いつまでも学者の研究材料たる勿かれ」という投稿がある。ここでは、「社会は曰ふ「土人を救済する救済する」と。果してどれ丈けの救済を受けてゐるか？ 伝え聞く所に依ると、平取方面には外国人が往来して、病院を設け、宗教を不況すると、深部雑誌は是を特筆大書して宛もアイヌ民族全体が一大福音にだけ浴した様に吹聴するが、夫れは平取のウタリー丈の事だらう。自分は生れて三十六年、釧路の一隅に生活してゐるけれど、東北海道へは未だ一度も外国人の御入来がない。のみならず一度の施与を受けた事もない。乞ふ社会よ、言論機関よ、平取一村の救済を以て全道一万六千のウタリーに乞食の汚名を被らしむる勿れ、東北海道には二千四百人のウタリーがあるが皆人並の生活をしてゐる。もうアイヌ救済の名は真平だ。殊に名をアイヌ救済の美名を借りて、其実他に事を構ふる様な偽社会実業家の存在は希望せぬ。」²⁸とある。ここでの釧路アイヌである小信小太郎のこの感覚は興味深い。平取では19世紀末からイギリス人宣教師のジョン・バチェラーが活動を行っており、禁酒運動や教育機関の設立などを行っていた。釧路地方と平取のアイヌの福祉の様子の違いや関係性、心情をこの記事において知ることができる。

喜多の記事「最近に於ける全道土人の概況 青年よ!! 先ず自己の脚下を知れ」において、旭川のアイヌが保護法の撤廃を訴えるために「札幌市の丸井記念館で演説会を開いたが、集まったものは僅か二十名で全く失敗に終わりました」という発言

に対し、喜多は「大体同族の一人も住んでいない札幌に来て、土人に関する演説会を開いた所で成功しよう筈はない」と彼らに返答している。²⁹一方、喜多自身は「全道アイヌ大会」をこの『蝦夷の光』第二号発刊から5ヶ月後に札幌で開催する。旭川を含む上川のアイヌは給与地問題で北海道庁と古くから対立していたため、道庁との関係性の深い「北海道アイヌ協会」には参加しなかったとされているが、喜多のこの旭川のアイヌへの対応の冷たさは旭川アイヌが「北海道アイヌ協会」に参加しなかったことによるものであるだろうと考えられる。

さらに「蝦夷月旦」では喜多によって道内各地の「アイヌ傑氏」等の紹介がなされている。ここでは、道央、道東のアイヌの名前はそのまま「古川辰五郎君」(十勝伏古)、「山内精一君」(幕別)、「古川忠四郎君」(十勝伏古)、「吉田菊太郎君」(幕別)、「田村吉郎君」(十勝伏古)、「伏根弘三君」(十勝帯広)、「井上浩君」(釧路国支庁社会主任)、「桐越信雄君」(道庁社会課)、「小川佐助君」(日高浦河)、「熊崎直平君」(日高岡田コタン)、「吉田巖君」(十勝伏古)と名前のみが紹介文のタイトルに挙げられている³⁰が、「平取の貝澤善助君」、「旭川の砂澤市太郎君」の二人のみ名前の前に地名がつけられている。³¹これはいかなる理由によるものなのであろうか。十勝で見知られた人には出身や所属を記していないのであるならば、読者は限られた範囲の人々を想定していたことになるだろう。

第二号の編集後記では「▽十勝アイヌ旭明社では、近く組織を財団法人に改め、目下支庁で保管されてゐる共有財産を、払戻して基本財産とし同族の自治的使節を創設するとの事、之が成功の暁は、松前慶応時代以来、見なかった蝦夷人の自治施設を見る訳であって、洵に喜ばしいことである。▽本誌も茲に第二号の刊行を見て、社運益々隆盛、各地から新進同族青年が集って、第三号は見事なものを出す筈です。編集の一切は十勝幕別の、同族青年吉田君が総べてを背負って起つ事になりました。然し事務所は以前の通り、札幌市の北海道アイヌ協会に執って居りますから、原稿や

其他の通信は本会へ願います。▽同族青年諸氏が、多年要望されてゐる全道アイヌ有志の懇談会は、今夏札幌市で開く計画であります。どうぞ元氣でご来会を願います。▽本誌は最初の宣言通り、同族の教化機関として而も同族の自営に依る教化機関として、全国に誇るべく漸次内容を改善して行きたい積りであります。然し何を申すにも先に立つものは金でありまして、いかに気を焦らしても金がなくては如何ともする事が出来ません。でどうか、皆様一人でも多く本誌を購入される同士を募つて下さる様御願ひします。本誌は、同族の自主的機関でありますから、社会にある様に寄付を募集する様なことは、成る丈け之を避けて、アイヌ自体の手に依つてのみ、経営を続けて行きたいと思ひます。本誌を三十銭として、全道で五百人購買される方があつたなら、らくらく経営されて行きます全道で五百人……一町村に割当れば二人宛です、金にすれば六十銭です。心に誠があれば此位の事は容易な事と思ひます。どうぞご努力を。………」³²とある。ここにおいても、「十勝アイヌ旭明社」との強い結びつきを感じることができる。なお、「十勝アイヌ旭明社」がその後、財団法人化したかどうかは未確認である。戦後になると、「十勝アイヌ旭明社」は社会法人化する。また、本編集後記にて、編集と発行人が吉田菊太郎に変更されたこと、そして機関紙『蝦夷の光』の金額とその経営が道庁等に頼つたものでなく、「アイヌ自体の手」によって行われていたことがわかる。

第三号の分析に移る。第三号で注目したいのは、初めて本文中に「北海道アイヌ協会」の文言が現れる記事が登場することである。北海道アイヌ協会幕別支部長谷川紋蔵の「真の成功とは何？」において、文末に「終りに臨みてウタリーの百幸満福を祈り、益々蝦夷の光に依つてウタリーお互に意見交換も出来、加へて北海アイヌ協会の発展を望んでペンを置く」（下線：筆者）³³とある。しかし、依然として他の記事では「本誌」、「蝦夷の光」とアイヌ協会ではなく、機関誌が主語となることがほとんどである。

浦河アイヌの小川佐助の記事に連ねて、記者からの主張が記載されている。その内容は「本誌の執筆者は概ね十勝のウタリーが多いやうであります。ウタリーの本場と言はれてゐる日高胆振の方面にまだ本誌が普及されていない事を遺憾に存じます。尤も普及されてゐても更らにウタリーの名即ち「アイヌ」の名を社会に宣伝する事を恐れての御遠慮かとも存ぜられますが、然し吾々ウタリーは神に定められたものでありますから決して之を遁避すべきではありませんまい。どこまでも天来の本質を練磨発揚して行く必要があると思ひます。幸いに小川君の如き熱血の士が浦河にゐられるのですから今後一層日高方面の中堅と為つてウタリーの指導強化に御尽力下されん事を希望致します。（記者より）」³⁴というものである。「北海道アイヌ協会」も十勝アイヌに執筆者が集中していることは自覚していたようである。また、日高胆振方面（有珠、平取あたりか）にアイヌ人口が多く、そちらの方面に『蝦夷の光』、そして「北海道アイヌ協会」が普及することを望んでいたようだ。

加えて、北海道アイヌ協会釧路国白糠支部長・小信小太郎の投稿「文字を知った吾等の喜び」において、「吾等の誌、吾等の友蝦夷の光は、遠く札幌の都より全道ウタリーの上に愛と恵の光を贈つて静かに然も力強く、起つて奮へと呼びかけてゐる」との記述がある。「北海道アイヌ協会」の基盤、本部は変わらず札幌であつたようである。また「蝦夷の光第三号の刊行と共にウタリーは一層親睦を旨に相提携し、是を支持することを希ふものである。」ともある。³⁵これは深読みしすぎなのかもしれないが、「相提携」とはいまはまだ一つになりきれていない各地に所在するアイヌらの提携という意味が含意されているのではなからうか。また「北海道アイヌ協会」を支持していないアイヌの存在もこの文から読み取ることができるだろう。この文は釧路アイヌの小信からでており、十勝アイヌではない小信は創刊号の時と同様に、全道アイヌの連帯を『蝦夷の光』と「北海道アイヌ協会」に期待していたことがわかる。

第四号は前述した通り、今までの第三号とは大

大きく異なる。『蝦夷地民話 えかしは語る』の95頁に「『蝦夷の光』第四号」とし、「ウタリーの修養機関雑誌『蝦夷の光』は昭和五年十月呱呱の声を挙げて以来、第三号まで継続発行したが、昨年は凶作やら水害やらの厄を受けて遂に休刊するの已むなきに至った。然し決して消え失せたのではない、灰中に埋められた火と同じで、時機を得れば炎々と燃え上がって、光々たる光を放つであらう。第四号は種々な事情で従来の体裁を以て刊行する事が出来なかったため、本編の付録として刊行した。そして記事も一般記事を掲載する事を廃し、ウタリーの代表人物を紹介するに停めた。記事中評林的の仄きがあるが之れは、本誌がウタリーの修養を本来の使命としてゐる処から、先輩諸氏の長短を述べて以て後進を準ぜしめやうとするにあるのであるから、御含みを…」³⁶とあるように、その内容は喜多章明による人物紹介が主である。なお、紹介される人物は胆振・日高と十勝のアイヌのみである。

また、喜多の「ウタリー大会を評す」にて「昨夏本会及びジョンバチラー氏共催の下に、札幌市に於て開催されたるアイヌ青年大会は、空前の企てたる丈けに社会の耳目を聳動する事も大なりき。会衆百二十名、各地の代表交々壇上に現はれて雄弁を振ふ。其の流暢の舌、論旨の透徹、到底シサムの子弟の及ぶ処にあらず。されど其言ふ処、饒舌らんが為に饒舌るにありて、真実の哀情より出發せざるを惜しむ。議事に入るや四分五裂、蝸牛角上の争ひを事とし、其間互譲協和の精神に乏しかりしを悲しむ。嗚呼是れ同族が独自の社会を創造し得ざりし所以茲に存する？往時彼の家長的酋長の下に隷属し、各部落に小黨分立互に反目嫉視したりし因襲は、今も尚其の余喘を停めて、ウタリー互の足を搔かしむ。ウタリーたるもの省みて改むるのようなきか？」³⁷とあり、喜多の「全道アイヌ青年大会」の所感も記されている。

以上から、『蝦夷の光』は創刊号から第4号までの全体として十勝アイヌについての記述、さらに「旭明社」についての記事が多いことが読み取れる。胆振地方のアイヌや釧路のアイヌとの繋が

りが比較的強いのは地理的に近接しているからであろうか。一方旭川の方のアイヌとの交流がないこと、旭川アイヌが参加していないことについて、小川正人は「給与地問題をめぐって道庁と厳しく対立していた」ことが旭川アイヌが「北海道アイヌ協会」に参加していない理由とする。このように旭川・上川地方のアイヌと対立関係にあることから、『蝦夷の光』では全道組織を企図してるといいながらも旭川付近のアイヌについての記事が非常に少ないのだといえる。

ただ、余市のアイヌである違星や釧路アイヌである小信らは『蝦夷の光』の刊行を喜び、違星は「今回アイヌ族相互の修養の為に、雑誌『蝦夷の光』が発刊せられた事は、我が同族発展の為に慶賀に堪えぬ」、小信は「全道同族の明星」であると表現する。ここに全道的に修養・進歩向上のためのアイヌ組織が誕生したことに対しての地方のアイヌらの期待が見て取れる。

3-3 戦前の「北海道アイヌ協会」の別の姿

戦前の「北海道アイヌ協会」は主に保護法改正を成功させた後は機関誌『蝦夷の光』を発行するに留まり、その『蝦夷の光』も第4号までしか続かなかったというのが「北海道アイヌ協会」の活動についての一般的な理解である。しかしながら、「北海道アイヌ協会」は1933年に『蝦夷地民話 えかしは語る』の付録として『蝦夷の光』を発行したのちも、1934年に『北海道アイヌ保護政策史』、1936年に『あいぬ民話 蝦夷秘帖』を発行している。これらはどちらも喜多章明の著作である。なお、『あいぬ民話 蝦夷秘帖』は喜多章明のペンネームである「喜多紅洋」の名で出版された。

この点から、喜多は『蝦夷の光』の発行が続かなくなった後も「北海道アイヌ協会」を維持させるべく、「北海道アイヌ協会」からアイヌ民族に関する著作を発行させつづけていたことがわかる。「北海道アイヌ協会」は機関誌の発行を含めた活動を精力的に行うことができなくとも、アイヌ民族のための書籍を1936年までは出版しつづけてい

たようだ。このような活動から「北海道アイヌ協会」が喜多章明の独りよがりな機関であったとも言えるが、アイヌ民族のための書物の出版機関としてあり続けようとしたことは、戦前の「北海道アイヌ協会」の別の姿として、ある程度評価できるのではないか。

喜多は生涯にわたってさまざまな著作を出版したが、戦後に出版したものは「十勝アイヌ旭明社」から発行され、「北海道アイヌ協会」から出版されたものは存在しない。戦後の「北海道アイヌ協会」における喜多章明の存在感については後述するが、戦前のものに比べてはるかに小さくなっている。1968年に解体されてしまうことになるが、それでも喜多が戦後帯広に帰ってきたのちに「十勝アイヌ旭明社」を再興させていることもあり、十勝においては喜多はまだ大きな存在感を有していたのだろう。そのために喜多は戦後においては自主の著作を「十勝アイヌ旭明社」から出版していたのであろう。

第4章 喜多章明の全道性の模索

4-1 喜多章明という人物

喜多著の『アイヌ沿革誌』に収録されている「旧土人保護法とともに五十年」という自伝的記録を参考に喜多の生涯を概観する。喜多章明は1897年5月26日に徳島県で生まれた。小学4、5年の頃に叔父からアイヌの風俗の写真が記載された風俗誌を贈られ、初めてアイヌ民族について知ったときに「遠い遠いとうてい私達の手の届かない異国人、夢の人のように感じた」³⁸とのことである。

1918年に喜多はアイヌ民族の住む北海道に移住を決意したが、両親に話してもゆるされるはずもないと考え、親に無断で四国を去り旭川の地に降り立った。喜多は旭川で上川郡山部戸長役場の筆生、鷹栖村役場の書記、旭川区の田中木工会社の社員などといった職歴を重ねる。喜多は幼少期に写真で見たアイヌ民族に会うために来道するも、旭川においては「その間ツイぞアイヌ人に出会うことがなかった」³⁹という。

1922年から、帯広の裁判所検事局書記に転じ、その後帯広町役場社会係で勤務をはじめた。このときに初めて喜多はアイヌ民族と直接接触したと考えていたが、実際には旭川勤務中にアイヌの混血と共に働いていたことに後年気がついたと語る。帯広に異動し、ついにアイヌ民族のための仕事を始め、後述する「帯広伏古旧土人互助組合」や前述した「十勝アイヌ旭明社」などに尽力する。

1925年6月に喜多は河西支庁長那須正夫の招きによって河西支庁第一課社会係主任に転じる。ここで喜多はこの転任の理由が十勝のアイヌの給与地を「帯広町同様整理せしめんとする意図であったであろう」⁴⁰と認識していた。このときには喜多はすでにアイヌ民族のために精力的な官吏として十勝管内で有名であったことが読み取れる。喜多自身、「元来私は町村長になるのが最終の目的で、この夢を抱いて帯広検事局を辞し、帯広町役場の下級吏員に入門したものの、それがいつの間にかアイヌ係のほか何の脳もない片輪者のように評されていた」⁴¹と語る。帯広に移ったのち、喜多が官吏に転じた理由は町村長になるためであったことがここで明かされる。そこで喜多は5年程十勝アイヌのために働き、1930年4月からは札幌に設けられている北海道庁社会課に転じることになった。

1930年に喜多は十勝の地を離れ札幌で勤務することを命じられた。北海道庁では社会事業団体の指導監督、救護法、方面委員制度の創定と指導、旧土人保護係を担当した。この旧土人保護の事務は北海道に限定されたものであるため、アイヌ問題の管轄は内務省であっても全て道庁に任されていた。このときに喜多は十勝に住むアイヌだけでなく、全道のアイヌ民族に関する問題に対処することとなった。この年は「北海道アイヌ協会」が設立されたとされる年である。喜多は1930年9月7日の「旭明社弁論大会」において、「十勝アイヌ旭明社」を「北海アイヌ協会」へ改称を試みる。議事によると、「一、名称改正ノ件 喜多章明氏 北海アイヌ協会ト改ムトノ原案ニ対シ吉田幹事長ハ慎重研究スル必要アレバ委員ヲ挙ゲテ協議スベシト述べ、万場一致委員ヲ左ノ通り指名セリ。吉

田菊太郎、伏根弘三、沼田大作、早川政太郎、高橋勝次郎、山西吉哉、萩原茂仁咲 弁論会后右協議シ結局従来通り「十勝アイヌ旭明社」ノ名称ヲ指示スルコトニセリ。』⁴²とある。喜多は「十勝」を冠する「旭明社」を「北海道アイヌ協会」と名称変更することで道内全体のアイヌを範囲にしようとしていた。しかし、その計画は旭明社の幹部である十勝のアイヌらによって断念することとなった。この点において山田伸一は、1930年7月18日に「北海道アイヌ協会」が設立されているにもかかわらず、1930年9月7日に「十勝アイヌ旭明社」を「北海道アイヌ協会」に名称変更しているという論理矛盾から、1930年に「北海道アイヌ協会」が設立されていたという事実はなかったと結論づける。確かにこの矛盾は、「アイヌ協会」史を語るうえでないがしろにすることはできないが、喜多が十勝を離れ、北海道庁の吏員として働き始めた1930年からこの全道性を企図した組織作りを始めたことは注目すべきであるだろう。道庁に移ってからアイヌ施策についての視野が広がり、十勝管内に限定されない全道的なアイヌ組織が必要と考えるに至ったのではなかろうか。

北海道庁で社会課土人係主任属官として喜多は旭川市旧土人保護地処分法制定と1899年に制定された北海道旧土人保護法の改正に取り組む。このとき喜多は属官であったにもかかわらず、「アイヌ長官」と称されるまでに多大なリーダーシップを発揮し1934年に旭川市旧土人保護地処分法の制定、1937年3月に旧土人保護法改正に成功する。旭川の旧土人保護地処分法の制定については、旧土人保護法で保証されるはずだった旭川周辺の近文アイヌのための給与地は日本陸軍の第七師団に隣接されていたことに加え、近隣に設立された旭川駅が市街地となっていたため、給与地ではなく「給与予定地」とされており、これを理由に旭川では「都合のいい解釈で北海道旧土人保護法の条文をすり抜け」られことでさまざまな問題が巻き起こった。⁴³旭川近文アイヌの土地は他地域のアイヌへの給与地とは異なる特異的な問題を有していたのであった。喜多が北海道旧土人保護法とは別

に旭川市旧土人保護地処分法の制定に取り組んだのにもこのような背景があった。一方、北海道旧土人保護法の改正に尽力するなかで喜多は「運動の促進機関」とするべく「北海道アイヌ協会」を設立し、自らが会長となったという。⁴⁴しかしこの年12月に喜多は岩手県への転任を命じられ、北海道を去ることとなる。

そののちは、軍事保護院、宮城県地方事務所長、厚生省援護官として道外で勤務し⁴⁵、戦後1947年2月に退官して北海道帯広に帰ってくる。そして「十勝アイヌ旭明社」を再建させ、また、向井山雄、小川佐助、森竹竹市らが再建させた「北海道アイヌ協会」にも関与する。戦後の喜多の動きを示す資料は少なく、その足跡を追うことは難しいが、前述の通り「十勝アイヌ旭明社」の活動として農地改革後の農地の確保問題に取り組み、個人としては養鶏業、行政書士を行っていたようだ。⁴⁶また、前述のように「十勝アイヌ旭明社」からアイヌ民族に関する書籍も出版している。

4-2 喜多章明のアイヌ観

帯広百年記念館発行の『ふるさとの語り部』第6号に喜多章明のインタビュー記事が掲載されている。これは昭和51年に収録されたものであり、この当時喜多は80歳であった。この記事から、喜多のアイヌ政策の方向性が読み取れる。

まず、喜多のアイヌ政策の方向性は、同時代においては主流であった和人への「同化」によるアイヌの救済というものであったといえる。これは『アイヌ通史』において、リチャード・シドルも指摘している。⁴⁷喜多は明治以降の日本政府がアイヌの同化を国是にしたことを踏まえた上で、アイヌら自身も「昔から彼らは非常に和人に成りたいという希望を持っていた」と主張する。そしてそれを説明するために、前九年の役において「奥羽の蝦夷」であるとされた安倍氏が「藤原の何とかという太政官」の娘をもらおうとして断られたことに対し、「大和民族のための血液を混ぜて家紋も同化向上を図るのが目的」であったと説明し、「あの時代から、大和民族と同化しようというこ

とはあの民族の伝統なんですね」と評する。⁴⁸また、喜多が直接聞いた話として、アイヌは「経済的さっぱりだめだ」という理由でアイヌに娘をやりたがらないと話し、このことについて「和人との同化を昔から希望していた」と付す。⁴⁹このように喜多は、アイヌは和人へ同化すべきであり、アイヌもそれを望んでいると考え、それは前九年の役という平安期からの思想であり、現在においてもその思想はアイヌの根底にあると説明する。喜多が実際に経験したというアイヌが娘をアイヌにやりたがらないという話において、アイヌの経済的な困窮は、近世期の和人によるアイヌの酷使や収奪、明治以降の同化政策によりアイヌが伝統的な生活を奪われ、慣れない農耕生活を求められた結果によるものであるということを喜多は無視していることは指摘しておかなければならない。

さらに、東京に「北海道ウタリ協会東京支部」ができたことに対して、喜多は「黙っていればわからないやつを・・・もう至るところへ、ウタリとは何ぞや。そうすると、結局土人なんだ。そんなレッテルをあげ、看板をあげていくと、ますます同化の間に溝ができていくということで、私はあれには余り関心しません。」⁵⁰と話す。そして、インタビューの最後に「私はウタリ、ウタリといって、東京にもアイヌ村をこしらえた、札幌にもこしらえたというようなことは、アイヌのためには悲しむべきということで、あんなものがなくなっと思うんです。」⁵¹と述べた。加えて、『アイヌ沿革誌』の「旧土人保護法とともに五十年」において、喜多はアイヌが和人との同化を願っているという前述したものと同一内容の主張を行っており、このことについて「…アイヌ族は生れ変わりつつ進化しつつあるのでありまして、断じてその血統が滅亡しているものではありません。しかしそれは同族が名実共に真に救われる最終の境地だと信じております」⁵²と記述している。

このように喜多はアイヌが和人と同化することを良しとし、アイヌが「アイヌ」として自ら主張を行っていくことには否定的な考えを有していることがわかる。これは戦後のアイヌ運動において

喜多の存在感が小さいことに関係しているだろう。戦後すぐに設立された「北海道アイヌ協会」はアイヌの人々の福利厚生と生活向上発展が目的とされていたため、喜多のアイヌ民族に対する考え方と近いものであったといえる。しかし、次第にアイヌ民族が先住民族であることを主張しはじめ、アイヌが「アイヌ」であることに誇りを持つる社会の実現のために文化保護や継承に力を入れ始めると、喜多はその活動に疑問と不満を抱き始め、アイヌらの運動と喜多の考えと合わなくなっていっただのではないだろうか。

『ふるさとの語り部』第6号において、喜多は日高地方と十勝地方を比較し、日高地方の方がアイヌの企業家が多いことを指摘する。そして、その理由として日高地方には海岸があり、平取では砂金が取れることなどから和人が早くから入り込み混血が進み、またアイヌの人口が多いことなどを挙げた。十勝は日高に比べて資源が乏しいということを意図していたのだろう。また、ここでも喜多はアイヌが豊かな生活をするためには和人との混血、ひいてはアイヌの「和人化」が必要であると考えていることがわかる。さらに日高地方を含む他地方では「同族中の秀でた奴が、ほかの同族を引っ張っていくんです」と発言し、「十勝ではそうはいかないんです。秀でた奴は皆和人がやる。今二世で帯広の財界、政界を牛耳っておる人が二、三人おるが、それはアイヌのアの字も言わない」と続ける。⁵³

この発言にはどのような意図があったのだろうか。十勝地方には吉田菊太郎や伏根弘三などのアイヌの「傑士」が存在する。戦前の「北海道アイヌ協会」の機関誌『蝦夷の光』では数回にわたりアイヌの地方の有力者を紹介し、しかも前述のように十勝に住うアイヌを中心的に紹介している。このインタビューは昭和51年に収録されたものであるのでその時期のことを指している可能性もあるが、そのようにはあまり考えられない。1974年に記された前述の「旧土人とともに五十年」のなかで喜多は、帯広のアイヌとだまし取るように土地を賃借した和人との契約を破棄させ、その土地

を接收し、アイヌへの勸農政策を進めた「帯広伏古旧土人互助組合」を紹介したのち、「しかしながら、これは指導者の指導によってなされたものであり、土人族は自己の意志によらず黙々として随従して来たものであり、しかも保護民の名に甘んじ、他力依存の念が強く、「土人と生れたからには、人に物を施すものにあらず、義務を履行する必要もなく、人から施されるのが当然」だといった傾向が濃厚であった。彼等に欠けているものは、「物質の貧乏」にあらずして「精神の貧乏」である。従って指導者のあるうちはよいが、指導者が手を引けば元の木阿弥となることは開拓使庁時代以来幾度か繰返された事実がこれを物語っている。⁵⁴」という文章を続ける。これは1922年から帯広でアイヌ民族の生活向上のために働き始めた頃の活動について記述したものである。「帯広伏古旧土人互助組合」の活動は和人によって実施されているものであり、アイヌが自主的にリーダーシップを有して行ったものではないが、喜多が和人による勸農政策に対しアイヌがどのように振舞っていると考えていたかを知ることができる。⁵⁵

『ふるさとの語り部』の「ほかの同族を引っ張っていく」という言葉が具体的に何を指しているのかが未詳なため、真意はわからないが、以上のように古くから十勝アイヌの中からは同族を先導するリーダーは誕生せず、和人がその役目を担っていたと評価してたことがわかる。なお「旧土人とともに五十年」に、「十勝アイヌ旭明社」は「指導者を離れて自ら立ち上がり、一般和人社会に伍して生き抜き、泳ぎ抜く土人」を養成しなくてはならぬことを痛感し、「十勝国内部落の先覚土人と目さるる者を選抜」して結成したと語る。⁵⁶「十勝アイヌ旭明社」をそのような目的で設立したにもかかわらず、1975年時点で十勝に「同族の秀でた奴」がいなかったと考えていたようだ。以上の発言には、戦後の「十勝アイヌ旭明社」が目立つことなく1968年に解散してしまったことに対する喜多の複雑な心情も含まれていたのかもしれない。

さらに、喜多は戦後、アイヌが「アイヌ」という「看板」を背負って運動を行っていくことに否

定的であったことを前述したが、そのような活動が十勝アイヌにはないことについて、「それだけ十勝アイヌというのは、おとなしいというか、日本人になり切ったというような考えを持っているんでしょうか」という聞き手の問いに対し、「そうですね。」と返答する。⁵⁷十勝アイヌは先導するアイヌのリーダーが誕生しなかった分、道庁などの自身を含む和人らがアイヌの生活向上や福利厚生を行い、その結果として緩やかかつ確実に和人化することに成功したと考えていたと考えていいだろう。

アイヌが「滅びゆく民族」であると言われていた当時、研究者のなかにはアイヌが民族的・人種的に和人より低能で劣っているために競争原理のなかでアイヌ民族は消滅していくと考えているものも多かった。しかし、喜多はアイヌを和人と比べて先天的に劣っている民族であったと考えていたわけではない。喜多はアイヌが「滅びゆく」ものになってしまったのは、「後天的の環境並に往時藩政時代に執つた政策上然らしむるものである」⁵⁸と述べた。近世において松前藩は、アイヌを夷狄であるとして和人との非同化政策を実施する。その政策によってアイヌの進歩向上は阻害されたため、明治以降に蝦夷地が北海道として日本帝国に組み込まれることになったときにアイヌは「文化に遅れ、宛も先天的に低脳者なるが如き観を呈するに至った」⁵⁹と考える。他の著作においても喜多はアイヌが保護されるべき立場になってしまった理由を松前藩時代の非同化政策によるものであると主張する。

喜多はこの論考のなかで「文字なき種族、學問なき社会に文化の向上はありようはない。従つてその生活も單純素朴にして精神生活の一面を缺いてゐる」⁶⁰と語り、いわゆるアイヌ文化については認めようとしなない。また、喜多は「或學者に拠ればアイヌ人はアイヌ人として将来保存せよと言ふ向もあるが、それはアイヌ人を精神的に殺すものである。同族の眞の幸福は血肉的に一般人に同化し彼我の區別なきに至つて始めて得られるものと信ずる」⁶¹と述べる。この点、後述する高橋真が、

知里真志保はアイヌと和人の混血によってアイヌが「日本人と同化し、文化的にも進歩していく訳である。だからといって、みながみな、雑婚をすすめるべきではない、純粋アイヌ同志、たとえば日高、胆振、上川、空知、十勝、北見アイヌの交流によつてアイヌ同志の結婚により、純血の保存も心すべきだと述べていた」⁶²と『知里真志保小伝』に記すように、「アイヌ純血の保存」という考え方も当時には存在し少なくとも知里はそのように考えていたことがわかる。しかしながら、喜多はあくまでもアイヌが和人に同化し馴染むことがアイヌ民族のために必要であるという考えの持ち主であったことがここでも読み取れる。

なお、喜多は四国徳島の出身であり、北海道のいわゆるアイヌ民族の血筋ではないが、自らを「四国アイヌ」であり「雑種」だと名乗ることがあった。これにも喜多のアイヌの和人との同化についての考えが反映されている。喜多が言うには、桓武天皇の蝦夷征討以降、朝廷に帰順した蝦夷は全国各地に散居し、「そうした関係で今日の一般和人と称せられる人々の中にもアイヌの血は多分に流れて」いるという。そして、自分の血筋は「平家軍に従って、寿永二年屋島において九郎判官義経に討破られ四国の山岳地帯、剣山の山麓に逃げ込み、そこに住みついたものでありまして、多分に関東蝦夷（あいぬ）の血を引くものであります」と語った。⁶³このように和人の中にも古代の蝦夷征討以降、アイヌの血を引き継いでいる者がおり、自身もその一人であると考え。そして、近代においてもアイヌはこのように和人と血の融合により、和人と同化することができる。それは同時代に生きるアイヌにとって好ましいことであると考えていた。

時代的に少し遡るが、十勝毎日新聞にも喜多の姿が見られる記事がいくつか見られる。1924年10月24日の記事では、喜多が伏古土人組合を評しており、組合のアイヌの生活向上がそこまで順調ではないこと、そして「組合は等之の悪臭を徹底的に改善したいと思って、全力を挙げて保導をしてゐるが、民族的偏見は何うしても和人と相容れな

いから、先ず彼等には第一に貯蓄をさせて、生活の向上と職業教育の充実を図りたいと思つてゐる。然し今迄の如き私的組合では結束も弱く、随つて権利行使等も徹底的でないから、更に之を社団法人として、向後五ヶ年の間にはさう当の成績を挙げたいと思つてゐる」と語つたと記されている⁶⁴。この1924年時点で喜多章明は、アイヌ民族の進歩向上のための社団法人が必要であると考えていたことを示す。この記事が世に出た翌年1925年に、帯広互助組合と川合村互助組合は社団法人化を申請しており、喜多の構想は実現したのであった。

1924年4月15日付の記事は十勝アイヌ倶楽部大会が帯広町で開かれ、多くの人が入場して大盛況であったというものであった。この十勝アイヌ倶楽部大会ではアイヌらが演説、劇、歌、最後には「アイヌ人種独特の礼式や熊送り踊等が演じられた」という。そしてここで一般観覧者により得られた慈金が札幌アイヌ日曜学校に送金されたとのことであった。この記事において、十勝アイヌの「傑士」、伏根弘三は「十勝アイヌ倶楽部組織を述べ、更に十勝開発に至大なる関係ある我等人種は文化の発展に伴ひ益々和人より遠ざけられんとしとてゐると自己の幼年時代の挿話を話し、最後に品源の平等論を解き同族の爲めに気焔を挙げ」たと記される。⁶⁵ここでわかるのは、アイヌ文化の発展がアイヌの向上を阻害するという考えを伏根が持ち、世に発していたことである。1924年時点で、喜多の持つ和人化こそがアイヌの精神向上、生活改善、差別撤廃に結びつくという発想が伏根ら十勝アイヌに根付いていたことがわかる。

一方で、1925年2月17日付の記事では伏古コタンで伏根弘三主催でイオマンテが開催されたことが報道された。そこで伏根は「吾々民族の間に永く伝えられた熊祭も倭人の圧迫によつて廃さねばならなくなつたがこれも今日的な生活としと倭人と同等の地位に立つためには当然のことである、それで本日は熊祭りではなく屠殺するに過ぎないのであるが、この機いに簡単に最後の熊送りをしたい」と述べられ、それに対して喜多は「立つて

当局が熊祭禁止の意味を徹底的に噛み砕いて説明し更にアイヌ民族が如何にして和人と生存競争をすべきか……それは各自の生活の向上以外にはないと保導上の抱負を述べたという⁶⁶。伏根は1924年4月15日の十勝アイヌ倶楽部大会のときと同様にアイヌの向上のためには和人と同様の生活文化を享受しなければならないと考えていたようだ。しかしながら、アイヌ民族がアイヌの伝統文化を捨てるのは「倭人の圧迫」が原因であると述べ、ここに伏根本心の悲痛な叫びが聞こえてくる。この発言を受け、喜多はイオマンテを中止させるようなことはしなかったようだが、「熊送り禁止の意味を徹底的に噛み砕いて説明した」とされる。⁶⁷喜多がいかにアイヌ向上のためにはアイヌの和人化が必要であるとどれだけ強く考えていたかがわかる記事であるといえる。

なお、1929年8月13日付の記事には、「旭明社」の総会を催されるという内容において、「旭明社」を「内容に於て、全道随一の旧土人互助組合であると道庁社会課より折紙をつけられてある十勝聯合互助組合員等によつて組織されてある」⁶⁸と説明されている。この記事にある「十勝聯合互助組合員によって組織」という考え方が当時の「旭明社」に対する認識であったことがわかる。各々の地域、コタンがまず第一の単位であり、それらが連合、連帯しているという意識が「旭明社」にはあったようだ。「十勝アイヌ旭明社」が十勝コタンの連合的組織であったことは喜多がその後北海道全域のアイヌを連合、連帯させたいと考えるに至ったことに関係があったのだろう。この十勝という小さくない地域のコタンの「聯合」が可能であるならば、それは派生、拡張することで北海道内のアイヌの「聯合」も可能なのではないかと考えていたのではないか。

喜多は旭川の給与地問題解決に取り組んでいたことを自著に記したが、旭川アイヌは喜多をどのように思っていたのか。それを知る史料の一つは上記で示した、『蝦夷の光』である。ここで喜多は保護法撤廃を求める旭川アイヌに対して「今は小作人だから地主の都合によって立退きを命ぜら

れるのはやむを得ないではないか、となじるように言うのである。相手の立場に立って考える謙虚さは喜多章明に無く、声を荒げて責任のすべてを砂澤市太郎ら近文アイヌのせいにしてしまっていた⁶⁹と非常に冷たい態度を旭川アイヌに取ったようである。喜多は北海道庁学務部社会課として旭川アイヌの保護地に関わるいくつもの陳情に対応してきたが、あくまでも道庁側の者として保護法の撤廃に賛同することはなかった。旭川・近文のアイヌの保護地に関わる政策として、1924年に定められた「北海道旧土人保護法に関する件」があると『新旭川市史』で説明されている。この訓令とは、「北海道旧土人保護法により給付された土地の整理と管理を目的に互助組合を結成することを奨励したもので、組合長が自治体の首長、副組合長が同助役と措定されていることから官主導の政策であるが、組合員は給与地所有者（アイヌ）であり、評議員は組合員の互選とされているため、一定の自主管理がなされる可能性をはらんだものでもあった。その趣旨は、給与地に指定された賃借関係を整理し本来の被給与者の自作農化を推進することにあつたが、一方で、賃借地に関しては組合長が賃料を徴収・管理することとされた。その用途は「生活改善」などの名目でアイヌに対し支出されたが、往々にしてその「改善」は官の認識したものに限定されることとなった」という。⁷⁰この互助組合は、「旭明社が十勝聯合互助組合によって組織された」という前述した十勝毎日新聞にもその名前をみるように、全道的に設立されたものであった。しかしながら、旭川・近文で1925年に設立された「近文アイヌ互助会」は「道庁公認の互助組合」と見なされておらず、その点で旭川の近文アイヌは「道庁主導の互助組合結成の動きに参入するみちを、事実上閉ざされて」いたというのだ。その理由は、「北海道旧土人保護法に基き適農地を給与」された「土人」を対象に設立されたものであったからとされている。⁷¹『新旭川市史』におけるこの近文アイヌと給与地問題の章を執筆した谷本晃久は、以上を理由に、旭川において「土地の自主管理を求めて労働運動に参

入するものが現れるのも、こうした構造的要因があったものと考えられる。後に公安当局から「闘争的気勢ノ下ニ民族運動ヲ起ス」などと評されることになる近文アイヌの先鋭化した運動は、自主管理の主体から排除されたがために生じた必然であった、と考えられるのである」と評価している。

このように、喜多はアイヌ保護政策についてのリーダーシップを発揮していたことに相違はないが、全道のアイヌに深く寄り添って保護法改正、旭川給与予定地問題に取り組むというよりは、北海道庁の方針に従ったうえでの政策実施が基本であった。

1929年11月9日付の十勝毎日新聞には「土人のみが特殊教育は、その天地を以て満足するの弊害があつて、社会人となつても牛馬が手綱に引かれて行くが如き観があつて和人よ競争して行く気概に欠けてゐる処多い。今度の会館建設の叫びも、混合教育をうけてゐる本別、幕別両村の青年に多く彼等の政治的思想も和人に遜色ない。河西支庁の消極的運動も愈々打ち切つて、今後は社会事業方面に積極的な運動に猛進して行く考へである」と河西支庁喜多社会主任が語ったとある⁷²。ここに喜多の道庁への評価が見て取れる。アイヌを差別から守る一方で和人との格差是正の程度も低くなるアイヌと和人の分離教育を喜多は批判し、その混合教育を行わない道庁河西支庁を「消極的」だと評価している。ここに、喜多は北海道庁のアイヌ政策の枠からはみ出ないまでも、その消極性を批判し、自らリーダーシップをもってアイヌの精神向上、生活改善に励む気持ちがあつたのであろうと推測できる。この記事が世に出た1929年は喜多が札幌に進出し、「北海道アイヌ協会」を設立する前年である。このような河西支庁、すなわち地方支庁のアイヌ政策の遂行に限界を感じていたために喜多は、札幌に移った後に中央・北海道庁による全道的なアイヌ保護政策に取り組み始めたのかもしれない。

4-3 喜多章明と戦後の「北海道アイヌ協会」

新旧「北海道アイヌ協会」の機関誌である『蝦

夷の光』と『北の光』を比較してみると、喜多章明の存在感が『北の光』では明らかに弱くなっていることがわかる。『蝦夷の光』では喜多の記事が非常に多く、またアイヌの「傑士」を紹介するような本人の記事以外の文章も喜多が担当している。第2号と第3号の発行人が吉田菊太郎に変更されていてもなお、喜多章明の存在感が非常に強いことは容易に読み取れる。

しかしながら、戦後に発行された『北の光』では、「あいぬ政策の史的考察」という記事が掲載され、巻頭言や最後の「編集を卒へて」は喜多が担当しているものの、『北の光』全体をみると喜多の主張はあまりみられない。また他のアイヌによる記事を見るに、「北海道アイヌ協会」の設立に関して、喜多はリーダーシップを発揮したわけではないようである。「北海道アイヌ協会」設立直後の1946年3月11日に高橋真が発行した『アイヌ新聞』第二号には、「アイヌ協会の役員と予算」と題する記事が掲載されているのだが、その役員の中に喜多章明の名前はない。竹内渉が少々訂正を加えた役員名簿73の中にも喜多章明の文字がないことから、喜多章明は「北海道アイヌ協会」設立時には協会の理事等の役員ではなかったことがわかる。

『北の光』によると、1948年9月21日に「北海道アイヌ協会」の社員総会が静内の公会堂で開催され、その中で第二議案役員選挙について議題になった。その際、喜多は銚衡委員の1人に選ばれ、銚衡の結果、喜多は理事に当選した。⁷⁴この社員総会の議事が午前うちに終了すると、午後から全道のアイヌの弁論大会が開催された。この弁論大会の成績審査委員を理事長の向井山雄や設立当時から理事を務める森竹竹一、小川佐助とともに喜多も担当した。1948年からは「北海道アイヌ協会」において喜多はある程度の存在感があつたようだが、設立当時においては存在感がほとんどなかったことがわかる。喜多章明著の『アイヌ沿革誌』によると、喜多は1947年2月に退官し、「第二の故郷十勝帯広」に帰ってきたという。⁷⁵つまり、「北海道アイヌ協会」が設立された1946年に、喜多は

北海道にいなかった。そのため協会設立直後の1946年には喜多は理事に任命されなかったのだろう。

機関誌『北の光』は1948年12月10日に発行されたが、この時期には、喜多は「北海道アイヌ協会」の理事に任命されている。設立当時には「北海道アイヌ協会」に関与できずにいたが、理事に就任する1948年後半からは「北海道アイヌ協会」の活動に参加しており、その中で喜多は『北の光』の発行に貢献したのだろう。発行兼編集人は理事長の向井山雄が務めているが、巻頭の記事「再び諸君に見ゆ」と巻頭言、そして「編集を卒へて」を喜多が記しているということは、喜多が『北の光』の編集作業に中心的に携わっていたと考えて問題はないだろう。このようなことから、当時のアイヌは喜多に「言論人」としての働きを期待していたと推測することができる。ただ、喜多は戦後の「北海道アイヌ協会」においては、戦前の「北海道アイヌ協会」のときほどアイヌ民族の運動についてのリーダーシップを保持していなかったのだ。なお、それでも喜多の存在は、決定的に「北海道アイヌ協会」の設立・再建の運動から距離を取るには至らず、この戦後直後の時点ではまだ一定の影響力を保っていた。これが1960年代の「北海道ウタリ協会」の時期になると、文化の保護継承に代表される多文化主義的な構想が協会の基盤となり、喜多の存在は「北海道ウタリ協会」において本格的に姿を消すことになっていくのだろう。

4-4 全道組織の発端— 日本臣民としてのアイヌ

戦前においても、十勝中心的で同化主義的な喜多とは異なる、全道的で現在にも通ずる多文化主義的な組織構想は存在した。それらは天皇制やキリスト教という普遍的世界観に基礎づけられたアイヌの発展を目指していたが、結局いずれも「日本臣民」という価値観に収斂するものであり、また組織拡大能力においても脆弱であった。

1920年代以降、「大正デモクラシー」と呼ばれる時代になると、アイヌの中にも教育を受けたエ

リート層が現れ始め、経済的に窮乏している同胞のために声を上げる活動家が現れる。余市出身のアイヌ、違星滝次郎（北斗）もアイヌ民族のために立ち上がった一人である。違星は一時期は東京で生活しており、その間にジョン・バチェラーや金田一京介などと親睦を深め、アイヌ民族のために生涯を尽くすことを決意する。その後北海道に戻り、歌人として活動する一方で、鶴川出身の辺泥和郎、幕別出身の吉田菊太郎と共に「アイヌ一貫同志会」を結成し、それぞれ北海道各地のコタンを回りながらアイヌの現状を調査した。

アイヌ一貫同志会についての研究として、山科清春は『違星北斗歌集』の解説で、1927年末以降に違星は「鶴川の辺泥和郎、十勝の吉田菊太郎と『アイヌ一貫同志会』という団体を作っていたと草風館版『コタン』の年表にあるが、北斗側に資料では確認できていない」と言及する。⁷⁶また、リチャード・シドルはアイヌ一貫同志会については、辺泥と吉田と一緒に「違星は「アイヌ一貫同志会」を結成し、様々な地域のコタンを巡って、直に愛にの現状を調べた」、「アイヌ一貫同志会の社会的・政治的な行動計画は、辺泥の徴兵と違星の死により挫折した」と言及する。⁷⁷小川正人は「1920～1930年代に結成されたアイヌ民族の活動組織の概況」をまとめ、そのなかでアイヌ一貫同志会について言及した。そこでは「これらの組織の規模や性格は多様」であり、「アイヌ一貫同志会は違星北斗・吉田菊太郎・辺泥和郎らが各地を回るかたちの活動であつたらしい」と述べられた⁷⁸が、ここで扱われた史料は山科と同様『違星北斗遺稿コタン』であり、この史料の年譜にある、1926（大正15）年11月頃、「胆振鶴川の辺泥和郎、十勝の吉田菊太郎らとともに“アイヌ一貫同志会”をつくって各地を回りアイヌの地位向上の運動を始めるとの記述に依拠したものであった。さらに、アイヌが海外で開催される博覧会に展示されたことについて扱う宮武公夫の研究にて、アメリカのセントルイス世界博覧会に「展示」として参加した辺泥和郎の博覧会後について、辺泥和郎の娘の近森氏は「アイヌで歌人の違星北斗たちと一緒に

『アイヌ一貫同志会』というのを結成して、民族活動などをするのですが、和郎の出征とか、違星北斗が病気で倒れたりして、それは結果を見ないで消滅してしまいました』⁷⁹と述べたという。藤本英夫は「北斗が胆振、日高をまわって行商しているとき、辺泥は上川から天塩を歩き、また十勝の吉田菊太郎は道東のアイヌの家々をめぐるっていた。彼らは、自分たちのそのようなつながりを“アイヌ一貫同志会”と呼んでいた」と説明した。また「この会の規約のようなものはまだつくられていなかった。いわば準備会のようなものであったかもしれない」⁸⁰と論じ、全国水平社との連関も示した。違星が倒れた後は、喜多章明の手を借りて運動体の組織化を行い、1931年の“北海道アイヌ協会”の設立につながると述べた。他の研究よりは多少詳細にアイヌ一貫同志会について描写されているが、この団体が1930年の「北海道アイヌ協会」に結びついたという議論は各団体の目的の乖離が大きく、少し飛躍しすぎているのではないかと感じる。しかし、「アイヌ一貫同志会」がどのような組織であったにせよ、1926年に胆振、日高、上川、天塩、道東方面といった全道に渡る活動を行っていたことには意義があったといえるだろう。

「アイヌ一貫同志会」を結成し、胆振地方と日高地方で薬売りをしながら活動を行ったとされる余市アイヌの違星北斗はいかなる思想をもっていたのだろうか。違星の遺稿集である『コタン』の「アイヌの姿」との主題が付された論考において、違星は「アイヌ」という語が「冷かな言葉」となり、「言葉本来の意義」と離れて「只残る何かの代名詞」となってしまったことにアイヌ自身が「負ふべき責」があっただろう、「内省せねばならぬ」と主張する。そして違星は、アイヌであることを隠すために北海道を出て「シャモ化して活躍」するアイヌを「贋シャモ」と呼び、「決して羨むべきもの」でなく「先ず己がアイヌをかくしていることを自責する」と述べ、「吾人は自覚して同化することが理想であって模倣することが目的でない」と述べる。「アイヌ」という文字に「ハッと驚いて見とがめる」のは「アイヌでありたくない」、

「シャモになりたい」のではなく「日本臣民としていきたい願望」にあるという。違星はシャモへの同化ではなく、日本臣民への同化が重要であると主張する。そして、日本臣民であることと、アイヌであることは矛盾せず、同時に成り立つと述べるのであった。「鮮人が鮮人で貴い。アイヌはアイヌで自覚する。シャモはシャモで覚醒する様に、民族が各々個性に伸びていく為に尊敬するならば、宇宙人類はまさに壯観を呈するであらう」と、各民族がそれぞれのアイデンティティを尊重しながら、日本臣民として存在することが違星が考える「アイヌ」のあるべき姿なのである。⁸¹

この論考で違星の思想が読み取れる文章は他にもある。それは「アイヌには野木将軍も居なかった。大西郷もアイヌにはなかった。一人の偉人をも出してゐないことは限りなく残念である。されど吾人は失望しない。せめてもの誇りは不逞アイヌの一人もなかった事だ。今にアイヌは衷心の欲求にめざめる時期をほほ笑んで待つものである」という主張だ。違星はアイヌの中に、アイヌ社会ではなく、日本臣民としての「偉人」を求めたのである。そして、日本国家に「不逞」なアイヌがいないことを喜んだ。この考えを基にした「朴烈や難波大助アイヌから出なかった事せめて誇らう」という歌も存在する。本論考は（二五八七・七・二）と皇紀を用いて、脱稿した年月日を示している。⁸²この点においても、アイヌである違星が「日本臣民」であることを強調しているように読み取れる。本論考が掲載されている同人誌『コタン』創刊号は1927年8月に発行された。「アイヌ一貫同志会」の活動としてコタンを回り、日高・白老アイヌに対して違星は「アイヌ」としてのアイデンティティを自ら尊重しながらも「日本臣民」としての責務もあるということを説いていたのだろう。

違星の他にも日本臣民としての「アイヌ」を主張する者がいた。戦後の「北海道アイヌ協会」の理事長を務めた向井山雄である。向井は有珠出身のアイヌであり、戦前から平取を中心に活動した「アイヌ伝道団」の副団長を務めた人物である。

この「アイヌ伝道団」はイギリス人宣教師ジョン・バチラーを団長に構え、「アイヌ間に伝道し神の御教を広め並に教育事業、保護事業をなす」ことを目的に1919年に創立された組織である。向井山雄もアイヌでありながら牧師であった。1920年から「アイヌ伝道団」が発行者となって『ウタリグス』という雑誌が創刊された。⁸³

この『ウタリグス』新年号（第一巻第二号）の向井の「新年の辞に代へて」という文章において、向井はアイヌがいくら働いても生活の困窮の抜け出せないことについて、その原因が学問の不足とアイヌは自分勝手であり他人に対して尽くすという意志が足りないということを挙げる。そして、アイヌが進歩していくために「私共は立派な日本臣民となるために、もつともつと御互ひが尽し合はねばならぬと思ひます、出来るだけ力も心も尽して行かねばならぬと思ひます」と述べる。また、自分がそのような人間になるためにイエス・キリストを信仰して立派な者になるべく勉めていると続ける。⁸⁴『ウタリグス』はキリスト教の伝道を通してアイヌらの教育と福利向上を目指す組織であるために、全体を通してイエスへの信仰を促すような文章が見られるのだが、それを踏まえても向井が違星と同じように「立派な日本臣民」になるべきであると考えていることは明らかである。また、『ウタリグス』第6号には「私共は常に、「アイヌ」と云ふ言葉で卑められて居るが、何も此の事について恥づる必要は無いと思ひます」、「私共はアイヌとして、自分達の真価を発揚して行かねばならぬと思つて居ります」と主張する。ここに、向井は喜多章明が抱いているような和人への同化というアイヌの生活向上の考えは有していなかったことがわかる。

向井は1930年代以前から全道的組織の設立を意識していた。これは前掲の山田伸一の研究でも言及されている。⁸⁵『ウタリグス』第5巻第4号において、「御相談」と題された記事が掲載されており、そこでは「過日北海道庁社会課事務官山本氏に社会課主催にてウタリ大会を開催して頂くやう皆様の御賛成を得て御願ひを致しましたが、山本事務

官は此の事に御賛成なさらいので非常に残念に思ひました。山本さんの御話ではウタリが必要と認めるならば御自由に開いてもよいと申しておりました」とあり、道庁がアイヌに何を要求し、旧土人保護法をどこまで徹底させるかということやアイヌがなにを道庁に求めるかを協議し、今後の方針・計画を道庁に承認してもらうことを目的にウタリ大会の開催を求めたが、北海道庁社会課の山本明広に拒否され、その計画は実現できなかったことが記された。そして「どうかして此のウタリ大会を開いて各地方の御方の御意見を承り又アイヌとしての将来をも計画し、又今迄余りに不統一であり協力一致を欠いて居つた一人種としての連絡統一を得、常に一致協力が出来るやうに計りたいと願つて居ります。斯る意味にてウタリ大会を全道各地方の代表者を何処か適当なヶ処を撰定し集合して頂き僅か壱万五千のウタリと其の子女の生活向上と教育方面の百年の計を立て見たいと思ひますが。如何でありませう。」と文章を続ける。⁸⁶このように向井は『ウタリグス』第5巻第4号が発行された1925年時点から、各地方のアイヌ有力者と協力しアイヌ民族とその子女の生活向上と教育の将来的な計画を立てようと考えていた。

結局この案は道庁の山本秋広によって却下されたようだが、この時期喜多章明はすでに帯広で官吏として勤務を行っていた。この両者の協力は実現不可であったのだろうか。「北海道アイヌ協会」の機関誌『蝦夷の光』には「胆振国代表アイヌ」として向井の「教育なき者は亡びる アイヌ人には教育が急務」という記事が掲載されており、アイヌの教育事業の必要性を強く主張している。『蝦夷の光』が発行された1930年には、向井と喜多の交流は多少なりともあったことが向井の記事が『蝦夷の光』に掲載されたことによってわかる。それだけ1920年代においては各地域を超えた連帯は困難であったのだろう。山田伸一もこの向井が構想したウタリ大会の失敗に対し、「そもそも大規模な会合を開き、組織を形成し維持するためには、資金や人脈などの面で十分な下地が必要であり、アイヌ民族の場合、明治期以来の開拓政策による

生活破壊の広がりに加えて、北海道がひろいために密な連絡や行き来が簡単なこともあって、そうした準備を整えるには厳しい環境に置かれていた。」と説明している。⁸⁷

それぞれの構想や活動がうまく実現しなかったにせよ、喜多が全道組織としての「北海道アイヌ協会」を組織する以前から、アイヌ民族の全道的連帯を必要とし、主張や活動を行っていた向井山雄や違星北斗の存在はこの時代のアイヌ民族の連帯を論じるうえでは無視することは不可能であるだろう。

旭川においても、アイヌの若者たちによってアイヌの自立運動のための団体が組織された。旭川周辺の近文アイヌの砂澤市太郎、門野ハウトムティ、松井国三郎、小林鹿蔵の4人によって1926年に結成された「解平社」である。「解平社」はその組織名から推測できるように、1922年に設立された全国水平社を意識したものであった。この「解平社」についても、研究があまり多くなされてはいない。そのような研究状況のなかで代表的なのは竹ヶ原幸朗によるもの⁸⁸である。

前述のように、旭川における旧土人保護法の給与予定地の問題は道内において旭川特有のものであった。「解平社」が創立されたきっかけについて、竹ヶ原は「各紙誌は「解平社」の運動の性格に関し、「民族の水平運動」「アイヌ族解放の運動」などと規定しているが、その具体的な目的にはまったく言及していない。」とし⁸⁹、当研究において「「解平社」創立の目的はその契機から考えて、旭川市近文官有地借地人組合への給与予定地の「特売」や近文コタンからのアイヌ民族の追放を阻止するとともに、同地の「無償下付」の実現によって、生活不安を解消することにあつたと思われる」⁹⁰としつつも、最大の目的は「「同化」政策の下での差別と抑圧のからの解放を通して、「日本人」との民族的平等を実現することにあつた」⁹¹と結論付ける。また、「解平社」の構成員について、「近文コタンのアイヌ民族ばかりではなく、「白波（引用者注・白老の誤り）、苫小牧などに散財するアイヌ部落民」や、「日高、北見地方の同志」は含

まれていた」⁹²と指摘する。この旭川で1926年に生まれた「解平社」も全道的組織を目指していたようだ。

この旭川の「解平社」について、北海道各地のアイヌも反応を見せていたようである。『北海タイムス』には、戦後の「北海道アイヌ協会」の中心人物となる白老の森竹竹市の「解平運動」と題した文章が載せられた。そこでは「解平社」の活動による「「同化」政策の下での差別と抑圧からの解放、そして、「日本人」との民族的平等の実現」への大きな期待が読み取れると竹ヶ原は述べる。⁹³ 違星北斗もこの「解平社」に関心を抱いていた。違星は全国的に展開されていた水平社の運動にも注目しており、「違星は「解平社」創立よりも一年半ほど前の一九二五年三月の開催された第二回東京アイヌ学会での「講話」のなかで、「私は天下の耳目を聳動させてゐる水平運動を尊敬してゐます」と述べ、水平社運動への「尊敬」を表明した」⁹⁴という。

全国的に展開していた水平運動と北海道のアイヌの自立運動が一部呼応する様子をみせていたようである。また、旭川アイヌらも全道各地のアイヌと協力・団結してアイヌ民族運動を行う必要性を抱いていた。ただ、この「解平社」の運動は上記の違星や向井のように天皇制のイデオロギーに則つたものであるとは言えなかった。それは「解平社」の中心核であつた砂澤市太郎が戦前にもかかわらず酔うと社会主義・共産主義を代表する「インターナショナル」を歌うエピソードを市太郎の息子ビッキが戦後紹介していたり⁹⁵、「解平社」の中核メンバーは無産政党である日本農民党に加盟していた⁹⁶ためである。このような点においても、吏員である喜多と旭川中心の全道組織を企図した「解平社」は相容れなかったのかもしれない。

また、道庁に頼ることなくアイヌ自身の手で土地の自主管理と生活向上を図りたいと願う旭川では1932年に財団法人によるアイヌ居住地運営の構想が誕生した。この構想も近文で生まれたものの、中心となった松井国三郎は「全道のウタリ」へ向けて檄を飛ばすビラを作成したこともあり、全道

的に波及することを考えていたようだ。この案は道庁に提出されるも実を結ぶことはなかったが、道庁のアイヌ政策に携わる高倉新一郎などの学者にも伝わり、高倉は積極的に賛同することはなかったが財団構想に理解を示していた。なお、この件で道庁の社会課として対応したのは喜多章明であった。この一件においても喜多と旭川のアイヌらは対立していたのであった。

4-5 全国水平社とアイヌ民族の連携の可能性

遼星北斗を代表にアイヌ民族のなかには全国水平社が行う「平等」のための運動に感銘を受け歓迎し、アイヌも同様な活動・考えが必要であると主張する者もいた。旭川においてはその組織名からも影響を見て取れる「解平社」が設立される。しかし、全国水平社側は近代日本において自らと同様に差別をうけ圧迫されていたアイヌ民族との協同・協力を考えていたわけではなかった。朝治武によると「全国水平社は情報の決定的な不足から砂澤らの解平社と森竹、貝澤らの共感と賛意を知っていたわけではなく、ましてやアイヌ民族に対して関心を寄せることができなかつた⁹⁷」とのことである。朝治のいうように、当時において北海道と本州の間の情報共有は容易ではない。北海道内のアイヌたちによる連携もその土地の広大さによって阻まれてきたのだから、海を超えた組織の連携は非常に困難なものであっただろう。

全国水平社は設立宣言において、「エタ」としての誇りを提言し、被差別部落問題を「民族問題」として扱ってきた経緯がある。被差別部落民は血縁、人種的には「日本人（倭人）」となんら差異はないのにも関わらず、自らを一つの「民族」としてその差別撤廃運動を遂行したのである。これは第一次世界大戦後に民族自決が世界的に唱われるようになったことに影響されてきた。全国水平社・被差別部落民の研究において、この「民族自決論」が扱われるときに中心となるのは平野小剣である。全国水平社の創設に深く携わった平野小剣は、全国水平社が設立される前の1921年2月の帝国公道会開催の第二回同上融和大会にて、「民

族自決団」の名で世に被差別部落民の「解放」を訴えた。平野小剣は「被差別部落にひとびとを、日本のなかで差別されている一つの「民族」とであると理解し、今こそ、被差別の境遇から解放されるべく自らも立ち上ろう⁹⁸と訴えたのであった。なお、ここで主張される被差別部落民の「民族性」とは、部落民がなぜ被差別状態にあるかを研究する際に用いられた「部落異民族起源説」とは異なり、「自らを誇り得る自律的な社会集団としての民族的存在と見なす、いわば部落民としてのアイデンティの発露」であったと評価される。⁹⁹全国水平社が主張する「民族自決」による差別からの「解放」も、自らを日本国内のマジョリティ（和人）とは異なる人種であると主張していたわけではなく、日本臣民、天皇の赤子としての日本人への「同化」を求めていたとされ、「民族自決論への共鳴は、国内における差別される少数派としての意識によるものであった¹⁰⁰」という。

ここにおいて、日本国内の先住民族である「アイヌ民族」と協力して、この「民族問題」の解決の道を探ることは出来なかったのだろうか。全国水平社は設立から前述のように民族自決をもって部落民の解放運動を展開しようとしていた。しかし、水平社の部落民に対する差別への抗議運動はしばしば過激であると世論にみられており、そこで水平社は部落民に対する差別事件の徹底的糾弾という手段ではなく、穏健的に差別撤廃の方法を模索し、「階級闘争」による「無差別」の実現への舵を向け始める。¹⁰¹この「民族問題」から社会主義的な「階級問題」へ、また「差別」への抗議から「無差別」の実現へ、という水平社側の運動方針の変化と、アイヌ民族と共同しての差別撤廃の動きが結局水平社内部から起こらなかったこととの間に、どのような関連があるかは定かではない。ただ、遼星が水平社宣言について言及した際、「エタ」としての誇りを持ちつつ、差別用語として扱われつつあった「アイヌ」という名にも誇りを抱きたい気持ちが見て取れるので、アイヌ側においては「民族運動」として2つの運動を架橋する志向が、あるいは存在していたのか

もしれない。

一部の部落民は新天地を求めて北海道へ移住していたようである。帝国公道会が中心となり、1915年から日々の生活に苦しむ部落民に対して、「北海道に渡れば無償で広大な土地が付与され、たちまちにして財産を得られるとの夢を提示することによって、部落の人々に移住を決意させていった」¹⁰²のだという。黒川みどりの研究には、中央社会事業協会地方改善部が作成した「北海道移住実情調査」の報告書の一部が紹介されており、その報告書によると、この北海道移住はおおよそ失敗に終わり、数年で退去した者も多く、北海道に残留した者も手にした土地を手放して小作農となった者がほとんどであったようだ。「一九一九年に滋賀県から北海道十勝国河西郡に移住した六戸のうち残っているのはすでに二戸のみで」¹⁰³あったという。興味深いことに、この報告書には「アイヌ部落」という項目も存在していることが紹介される。そこには「我等ガ生活難ニ陥リツ、アル一原因ハシヤモ（内地人）ガ我々ノ無知ト従順トニ乗ジテ巧ミニ術策ヲ弄シテ粗悪ナル内地品ヲ以テ我等ヲ欺キ我々ノ獵獲物又ハ生活品ト交換セシムルカ若クハ不当ノ廉価ヲ以テ奪ヒ去ル事ナリ」と記されており、これに対し黒川は「いかなる理由によるものか、併せて記載されていたそのようなアイヌの実態報告によって、我々は、「内地」から放擲され移住先でも苦渋を強いられていた人々が、実が彼らの意識せざるところで、「内地人」としてアイヌに対する抑圧者の位置にあったことを、改めて知らされるのである」と付す。¹⁰⁴なお、この報告書には、部落民が北海道に移住したのちも、出身地を知られば差別を受けていた場合もあることも示されている。

全国水平社は「情報の決定的な不足」によってアイヌ民族との協力に至るにいたらなかったと主張していたことは前述したが、はたして本当にアイヌ民族の全国水平社の創立を喜ぶ声は全国水平社に届いていなかったのだろうか。旭川に誕生した「解平社」は、全国水平社の影響を強く受けて創立されたと考えられ、また創始者の一人である

砂澤市太郎は夜中に禁止されているインターナショナルを歌っていたなど、社会主義に近い立場にあったことも水平社との関係として見て取れる。この「解平社」の誕生は北海道内だけではなく「東京朝日新聞」、「大阪朝日新聞」や融和運動団体である同愛会の雑誌『同愛』などでも報道、紹介されており、水平社社員が一切その情報を目にしていないとは考えられない。¹⁰⁵また、農民運動を行う杉山元治郎は北海道旭川を訪れたりもしている。確かに、継続して北海道と内地・本州で連絡を密にし一つの大同運動を行うことは難しいかもしれないが、単純に情報不足によって連携がなかったと評することはできないのではないか。

なお、全国水平社の差別事件に対する抗議が非常に過激で問題になったことは前述したが、このことに対し喜多章明がどのように感じていたかを読み取れる記事が十勝毎日新聞に記載されている。1924年9月23日の伏古互助組合によってアイヌの精神向上、生活改善が進められていることを賛美する記事において、「…此調子で進んで行ったら今後四五年内には全部和人以上の文化村を創設する事が出来るし、又当町の模範部落になるかも知れない。何を言っても彼の部落には無産者は一人も居ない。七十戸揃って皆五町歩宛の土地を所有してゐる地主様だ。そして他の野蛮人は水平社の如く猴猛性や危険思想を抱懐せず、克く柔順に指導者の命に応ずる所が彼れ等の長所であつて、指導宜しを得ば、物質的にも精神的にも感化向上し得られる可能性がある。…」¹⁰⁶とある。この記事で伏古コタン以外のアイヌのことを「野蛮人」と称することに考察の余地はあるが、このように水平社を「猴猛性や危険思想を抱懐」していると考えていたようだ。喜多の水平社に対する評価を知ることが出来る一方、喜多がアイヌ民族の精神向上、生活改善を評価するうえで全国水平社を引き合いに出していることは非常に興味深い。アイヌ民族の和人化に励む喜多にとっても、全国水平社・被差別部落民はアイヌと対置できる存在であると考えていたのだろう。

第5章 十勝中心とその後

5-1 『アイヌ新聞』と十勝アイヌ

1946年3月から1年2ヶ月にわたって高橋真により発行された『アイヌ新聞』を分析して当時の十勝アイヌについて検討する。『アイヌ新聞』の創刊号は1946年3月1日から「アイヌ問題研究所」を発行所として作られた。「アイヌ問題研究所」は「同族の福祉増進と更生及び向上を阻害する幾多の問題が横たはる事は、誠に遺憾とされてゐるが、之等アイヌ問題を研究し解決すべく」解説されたと創刊号に記載されている。高橋はそれからアイヌ問題についてGHQのアメリカ人少将に提出を行ったりと精力的に活動している。『アイヌ新聞』ではアイヌ民族の団結が大いに主張され、北海道旧土人保護法や各給与地問題、「北海道アイヌ協会」の活動、アイヌの傑士らの紹介、その傑士の活動の様子などが報道されている。高橋真は十勝管内幕別町の出身ということもあってか、アイヌ問題研究所、アイヌ新聞社がともに札幌市に位置していたにもかかわらず、『アイヌ新聞』には十勝地方についての記事が多くみられる。その点で、本研究において『アイヌ新聞』を分析する意義はあると考える。

合田一道の研究¹⁰⁷を参考に高橋真の来歴を紹介する。高橋真は1920年2月に十勝幕別で誕生した。幼少期は幕別で育ち、アイヌであることで差別的な嫌がらせを受けていた。高橋は「アイヌでも警察官になれば和人と対等に接することができる¹⁰⁸」との考えから警察官になることを志す。警察官を目指していた高橋は1936年から帯広警察署の給仕として採用され、警察署で勤務を始める。しかし、当時の社会ではアイヌはどれだけ勉強しても警察官になることはできなかった。試験を受けることすら否定された高橋は警察官になることを諦め、この不条理を訴えるべく新聞記者になることを決意したという。こうして、1937年に十勝新聞社の給仕となり、1939年からは新聞記者として働きはじめた。そこから高橋は戦時中の1年を群馬の軍用飛行機製作所に徴用されるが、戦前か

ら戦後にわたって新聞記者として精力的に働いた。戦後1946年3月からは「アイヌ問題研究所」を創設し、『アイヌ新聞』の発行を始める。その後、1946年6月からは「アイヌ新聞社」を創設し『アイヌ新聞』の発行を続け、1947年5月の14号をもって『アイヌ新聞』は終刊となる。その後も記者活動は継続していたが、1960年に記者を辞して、釧路で「アイヌ問題研究所」を再建し主にアイヌ民族についての出版物を刊行する。

『アイヌ新聞』の1946年5月15日発行の第5号で「アイヌ新聞の独立」という記事が投稿されており、「本紙はアイヌ問題研究所の機関紙として創刊以来茲に五号。此の間ウタリ其の他の理解ある支援に依つて幾多の困難と斗つて来た。然し民主化の嵐吹きまくる世相、アイヌの覚醒の警鐘としての使命を果して来たとは称し得ず、研究所とは別に「アイヌ新聞社」の設立を企図しつつあり大方の期待を乞う次第なり¹⁰⁹」とのことで、第6号は「第壹号（第六号）」となっており、発行所は「アイヌ新聞社」に変更されている。1946年6月1日発行の第壹号の最初には「アイヌ問題研究所の機関紙としての『アイヌ新聞』は発展的廃刊した。代つて本紙が茲に真の唯一のアイヌの言論機関として生れたのであり、同族の心の糧ともなり民主化への警鐘たらんとし其の使命遂行の為中立厳正特異的新聞としてアイヌ全同族と進まんとす。」という高橋真の「発刊の辞」が記載されている。以降、第14号までとひとつ号外が発行されるが、それらは全て「アイヌ新聞社」から発行される。本稿ではわかりやすいように『アイヌ新聞』の第壹号を第6号と表記する。

1947年5月25日発行の第14号には『アイヌ新聞』を「北海道アイヌ協会」の機関紙にしたいという話があり、アイヌ新聞社は「特に研究中に付、読者の御意見を求める次第」であったという社告が掲載されている。¹¹⁰『北の光』は1948年12月10日に発行されているため、当時はまだ「北海道アイヌ協会」は発行されていなかった。『アイヌ新聞』はこの第14号を最後に以降発行されていないためこの案は実現されることはなかったが、興味

深い案件である。また第6号には「北海道アイヌ協会」の機関紙の創刊号が1946年7月に出る予定で、編集者は知里真志保、辺泥和郎、高橋真の文化部員であるという記事がある。結局のところ、その創刊号は発行されず、機関誌は1948年の『北の光』が出されるまでは誕生しなかったが、高橋真が1946年から1947年に「北海道アイヌ協会」の機関紙を発行しようと画策していたことがわかる。

第6号の社説は「アイヌ協会への期待」と題された記事が掲載されている。そこには「アイヌ協会の発足は、アイヌが和人への反抗態度を表現化させる為で、御料牧場開放を叫ぶ事も、アイヌが天皇制への反感を示すもの」であると延べている。ここから高橋は「北海道アイヌ協会」に対して、アイヌの福利厚生と生活の向上以上の活躍を期待していたことがわかる。また、「協会発足頭初の一般の声は「御用協会」なりという声が昂かつた。亦選挙母体とも称された。」という文章も同記事にある。1946年3月11日発行の第二号にも「道庁長官閣下に一言献上す「御用協会」をつくりアイヌの騒ぐのを「防止するか」なあ…なんぞ考へるのはもう古い手ですぞ！」という文章も掲載されている。このように高橋は戦前の「北海道アイヌ協会」が北海道庁と密接な関係であったことに対して、不満を抱いていたようである。ただ、「北海道アイヌ協会」の機関紙『北の光』にある高橋の記事「アイヌ問題を中心に」では全道のアイヌの有力者を紹介する箇所があるのだが、そこに「アイヌの恩人といえ、色々の意味で多数いる事は論ずる迄もない。けれども終始一貫弱いアイヌ民族の為にアイヌ解放に敢闘してくれる喜多章明氏こそはアイヌの大恩人である。喜多氏は久しい間道庁アイヌ係官として努力し、「アイヌ長官」として自他共に許し右熱血の士であり、アイヌを思う余りに、その説く処、いつの間にか自からもアイヌの様な気持で熱をおびている。此の一事をもつてもいかに我々アイヌの恩人であるかをうかがい得るのである。筆よし、口よし、腕もよし。アイヌの味方、アイヌの長官喜多章明氏のある限り、アイヌに光明は消へない。」¹¹¹という文章がある。

『北の光』は喜多が編集を行っていることから、ある程度の付度があったことは推測されるが、高橋は喜多の功績を認めており、喜多を嫌っていたわけではないようである。1947年1月31日の第11号には「“同化”かそれとも滅亡か アイヌ同族の奮起要望!!」という社説が掲載されており、アイヌと和人の混血が進んでおり、和人に同化しているアイヌが増えていることに対して「一面アイヌの一大発展を示すものといわねばならぬ」としつつも、保守的な古老のなかには、和人化したアイヌはアイヌの風習を忘れ、身体ともに弱くなったと嘆いていることが示された。そして「和人と混血した者は頭が発達し、きりようよく社会的にも相当の人材が輩出している際にわれ／＼は「アイヌが同化する事がよいか」それとも滅亡をいかに防止すべきを考究し、アイヌ娘が和人との結婚を好んでいる傾向とを思ひ合せ、以て新日本の建設に挺身せねばならぬ」と発言する。¹¹²ここに、喜多が思っていたようなアイヌの和人への同化がアイヌにとって最も良いというような考えとは異なり、高橋が和人への同化論には疑問を抱いていたことが読み取れる。

1946年10月15日には『アイヌ新聞』の号外が発行された。この号外が出された理由は明確に書かれているわけではないが、最後の「読者のお詫び」として、『アイヌ新聞』の発行が遅れていることに対してと、第10号の発行が高橋の病気のために編集が遅れているために遅延してしまうことに対しての謝罪が書かれている¹¹³。このことから、毎月1号は発行していた『アイヌ新聞』の発行が遅延してしまうことに対しての焦りから、さしあたり号外として発行したものと考えられる。

この号外では、9月23日にアイヌ新聞社主催で「十勝アイヌ雄弁大会」が開催されたという記事が冒頭に掲載されている。この雄弁大会は吉田菊太郎が大会長であったという。芽室町に住むアイヌや幕別町の白人矯風会に所属するアイヌらがそれぞれの思いの丈を聴衆に聴かせた。白人矯風会の吉田勝子氏はスピーチを「私共アイヌは先ず服装の点から改めて人格を向上しよう」という言葉

で結んだことや、白人矯風会高山竹代氏は「近頃北海道アイヌ協会とかやれアイヌ問題研究所やれ、さてはアイヌ新聞等とアイヌの名を売物にして新聞に宣伝してゐる怪しからぬアイヌのある事は不都合であり、アイヌをかへつて悪くしてゐる。妾は速やかにアイヌの名をなくし、本当の理想の訪れるのを希つてゐます。」と演説し、「一部アイヌ指導者の猛省を促せば拍手は鳴り響き、感動の声はしばし止まず」という状況であったことが示され¹¹⁴、そのような考えが十勝のアイヌらに非常に歓迎されたものであったことがわかる。号外には「十勝アイヌ協会 設立」と題された記事も掲載され、9月23日の十勝アイヌ協議会において「十勝アイヌ協会」が結成されることが決定したことが報道された。会長として吉田菊太郎が内定されており、その他内定を受けている幹事や顧問が紹介された。また「十勝アイヌ協会」の設立目的が「同族の団結と親睦を密に和人との融和を保つ」ものであることも示された¹¹⁵。

以上のような記事から、十勝アイヌは戦後も依然として、アイヌが「アイヌ」のアイデンティティに誇りをもって生きていく社会を実現していく願っていたというよりは、和人との同化や融和を重視しており、服装を和人化させたり、「アイヌ」の名称を無くすことを希望していたことがわかる。これらは、戦前の喜多の思想が十勝アイヌに根付いていたことを示すものであるといえよう。

「十勝アイヌ協会」が設立された後、高橋と「アイヌ新聞社」はそのような「アイヌ協会」の各支部がアイヌの団結の阻害要因になるのではないかと気をもんでいた。『アイヌ新聞』の第12号の社説において、「終戦后自由解放を求めて社団法人北海道アイヌ協会、アイヌ問題研究所、十勝アイヌ協会等がつくられてそれ／＼目下活躍を示してあるが力強き限りといはねばならない。」としつつも、各団体はおよそ経費不足で苦しんでいると述べる。さらに「これにも増して我等の最も残念とするのはアイヌ協会が（特に北海道アイヌ協会）発展しない理由の一つには各役員が団結しない」ことであり、「アイヌ新聞社」が今まで協会

役員の実省を促してはいたがうまくいかずアイヌ民族のための「北海道アイヌ協会」であるのに、その役員がアイヌ民族に無関心であることがアイヌが「アイヌ協会」に期待をしなくなるという事態を生むとし、「道庁では十勝アイヌ協会が出来て、然も北海道アイヌ協会副理事吉田菊太郎が会長となつてゐるから、十勝アイヌ協会は北海道アイヌ協会と対抗するのではないかと気をもんでいる」と報道した。本社説は、「アイヌ指導の責任ある社会課はかゝる心配を持つ前に、アイヌ解放運動を大いに情熱を持つて理解しなければならない。それと共にアイヌ諸氏もやれ山を解放しろ、御料牧場や河をどうのという間に、日高も北見も釧路も十勝も旭川も胆振のアイヌも本当に団結しなければ駄目なのである。」と結ぶ。¹¹⁶『アイヌ新聞』では頻繁にアイヌ同族の団結の必要を主張するが、このようにアイヌ協会の支部が全道的なアイヌの団結の障害になってしまうというような考えを抱いていたようだ。『アイヌ新聞』では「十勝アイヌ協会」の結成や十勝管内の他のコタンに先じて「アイヌ協会芽室支部」が誕生したことに高橋を含むアイヌらが「力強く激励した」¹¹⁷ことを報道する他、前述した第6号の社説「アイヌ協会への期待」において「日高、胆振、十勝、釧路に支部の生れた事は一応アイヌの団結を物語るものなりと称して過言ではない」¹¹⁸という言葉綴るも、これらアイヌ協会の各支部はあくまで全道ウタリの団結のためにあるものであり、各地域ごとの団結にとどまるものであってはいけないと考えていたのだ。

以上の『アイヌ新聞』の分析から、十勝幕別出身のアイヌ高橋真は喜多の功績は認めつつも戦前の「北海道アイヌ協会」が道庁と蜜月な関係であったことに不満を抱き、戦後の「北海道アイヌ協会」はそのような組織にならず、アイヌ民族の全道的な団結と福利向上のために働くことを期待していた。また、高橋は喜多が構想していたようなアイヌの和人化による生活向上には完全な同意をしていなかったことがわかった。加えて、「北海道アイヌ協会」の各支部誕生に際してはアイヌの団結

のための役割を期待しつつも、それがむしろ全道的な団結の妨げになってしまうことを危惧していた。一方で当時の十勝に住まうアイヌ民族は、戦前から喜多が企図していたアイヌの和人化・同化による福利厚生、生活向上を受け入れ、「アイヌ」という名称の廃絶まで願っていたことが判明した。高橋はこのような考えを十勝のアイヌらが抱いていたことに危機感を覚え、アイヌの団結を紙面上で叫んでいたのがあったのだ。

5-2 結論

戦前の「北海道アイヌ協会」の機関誌『蝦夷の光』を分析した結果、「北海道アイヌ協会」と喜多章明が1927年に設立されたとされる「十勝アイヌ旭明社」との強い結びつきを確認することができた。また、「十勝」に関わるアイヌ民族の活動が喜多から多く紹介されていた。幕別の白人コタンや帯広の伏古コタンの風習改善、生活改善が進んでいることが紹介され、喜多はこのような生活向上を果たしつつある十勝アイヌを中心として全道的にアイヌの福利向上、生活向上を狙っていたのだと読み取れる。

喜多章明は本協会に「北海道」という語を冠させていたことから、「北海道アイヌ協会」を全道組織としての役割を持たそうとしていた。また、この構想は1930年に帯広の河西支庁から札幌の北海道庁へ転任し、全道のアイヌ民族へ視野が移ったことがきっかけに誕生したものであるだろう。「北海道アイヌ協会」と『蝦夷の光』の誕生を祝い、期待する声が後志の余市や釧路からも届いているように、「北海道アイヌ協会」は喜多が思い描く全道性を多少は持ち得ていたといえよう。しかしながら、記事内容においても構成員においても、「北海道アイヌ協会」は十勝アイヌ中心であった。これは喜多が官吏であり、「北海道アイヌ協会」が北海道庁と蜜月な関係であったことが関係しているだろう。大きな要因は喜多の思想にあったのだと考える。喜多章明は生活に困窮するアイヌ民族の救済を切に願い、そのために「十勝アイヌ旭明社」や「北海道アイヌ協会」を設立させるなど

の運動を行った。しかし、喜多が構想するアイヌ民族を救う方法は、和人への同化政策の徹底であった。アイヌ自身も和人との混血や同化を願っていると考え、アイヌが「アイヌ」という名称を背負って活動を行うことに嫌悪を抱く喜多は、十勝においてはその考えが受け入れられ、十勝管内各コタンの生活向上、風習改善などに貢献したが、「北海道アイヌ協会」の設立以前から、違星や向井がアイヌが「アイヌ」として生きていくことに誇りを抱かせるような活動を行っていた他地域には喜多の考えは受け入れられなかったのではないか。喜多曰く、十勝地方は日高地方に比べて海岸もなく砂金もとれないため資源が豊富ではない。現代では、十勝でも文化の保護・継承活動を行ってはいるが、当時は旭川や白老、平取などの胆振地方とは異なりいわゆる「観光アイヌ」のような活動も活発ではなかった。このような十勝の地域性が喜多の構想と噛み合い、喜多は戦前十勝地方においてリーダーシップを発揮することができたのではないか。

戦前の「北海道アイヌ協会」の活動は一般的に、旧土人保護法の給与地問題に取り組んだ後は機関誌『蝦夷の光』を発行するにとどまるとされている。しかし、『蝦夷の光』の第4号を発行したのちも、『北海道アイヌ保護政策史』と『あいぬ民話 蝦夷秘帖』という喜多の書籍を出版した。これは「北海道アイヌ協会」が喜多の独善的な機関であるともいえるが、同時にアイヌ民族のための出版機関という別の姿も存在したともいえる。

戦後の「北海道アイヌ協会」が設立された当時、喜多は北海道外で勤務をしていた。そのため、設立当時には役員ではなく、理事長は有珠アイヌの向井山雄であった。1947年に喜多は退官し帯広に戻ってくる。そして、1948年9月からは理事に当選し、「北海道アイヌ協会」に関与していくこととなる。1948年12月に新たな機関誌『北の光』が発行される。この『北の光』において、喜多は巻頭の記事「再び諸君に見ゆ」、巻頭言、記事「あいぬ政策の史的考察」、「編集を卒へて」を記しており、『北の光』の編集作業に関わっていたとは

考えられる。しかしながら、『蝦夷の光』のときほど存在感を発揮していない。それは『北の光』の全体の様子から読み取ることができる。また、戦後も喜多は著作の出版を行うのだが、「北海道アイヌ協会」から出版されたものは見つからない。これは喜多の影響力の変化と読み取れることもできるし、「北海道アイヌ協会」の性質や活動を支えるイデオロギーが変化したということでもあるだろう。なお、構成員も十勝アイヌ中心ではなくなった。理事長の向井は胆振有珠の出身であるし、本協会の中心を担ったのは胆振白老の森竹竹市、日高浦河の小川佐助、日高門別の鹿戸才斗と、胆振・日高が主ではあるが、役員には各地方のアイヌが任命されていた。戦後の「北海道アイヌ協会」において、喜多はリーダーシップを失い、構成員も十勝中心ではなくなった。この点で新旧の「北海道アイヌ協会」のつながりは否定することはできないが、両組織の基本的性質は異なったものであったといえる。

しかしながら、十勝地方においては喜多の影響力は戦後も依然として大きかった。喜多は終戦後帯広に帰還し、「十勝アイヌ旭明社」を復興させて1968年まで活動を続ける。そしてまた、十勝アイヌには喜多の思想が根付いていたことが高橋真のアイヌ新聞社、アイヌ問題研究所による『アイヌ新聞』から読み取ることができる。『アイヌ新聞』号外によると、十勝アイヌ雄弁大会において吉田菊太郎が設立したとされる白人矯風会に所属する幕別アイヌらは、服装の和人化や「アイヌ」という名称の廃止などについて演説し、和人への同化を希求していた。喜多章明も1976年のインタビューのなかで同様の発言をしている。これは喜多の思想が十勝アイヌに広く深く浸透していたことを示すものであるのではないか。

また高橋真は、「北海道アイヌ協会」の各支部が誕生していくことに対して、「北海道アイヌ協会」の発展とさらなる同族の団結という点で称賛し激励を行うが、一方でこれら各支部が全道のアイヌ民族の団結の阻害となってしまうか不安に感じていた。「北海道アイヌ協会」は、戦前と

比較すると十勝中心であったことを脱し戦後は旭川アイヌも参加していたことから、ある程度の全道性を手に入れてはいたといえるが、高橋がこのような不安を抱いていたということは、当時の「北海道アイヌ協会」はまだ全道組織として一枚岩ではなく、各地方ごとの分裂の危険性があったということである。

第6章 おわりに

戦前の「北海道アイヌ協会」は全道的組織であろうとしながらも、他地域の協力を得ることが出来ずに十勝中心的であり、また設立した喜多章明の独善的な機関であったが、戦後の「北海道アイヌ協会」はその十勝中心主義的な組織から脱却し、胆振・日高が中心ではありながらもある程度の全道性を持っていた。しかし、戦後の「北海道アイヌ協会」では全道性を希求した喜多章明が設立時には関与することができずにおり、戦後帰道した喜多は「北海道アイヌ協会」に参加するものの戦前のときほどリーダーシップを発揮することができなかったというのは皮肉であろう。なお、戦後の「北海道アイヌ協会」も農地改革によるアイヌの土地問題に取り組み、それが失敗に終わったのちは活動が下火となってしまふ。その後は1961年に再興し、「北海道ウタリ協会」と名称を変更させるまでは日本社会に姿をあまり見せない。この「北海道ウタリ協会」になる1960年代頃からは、アイヌの福祉や生活向上に加え、文化の保護や復興にも力をいれはじめる。これは喜多が思い描く、和人への同化によるアイヌの生活向上とは離れたものといえる。喜多章明は「アイヌ長官」としてアイヌ民族のために力を尽くしていたものの、戦後においてあまりその名を聞くことがなくなってしまったのはそのような同化主義的な構想が社会的に否定されてしまったことにあるのではないか。

本稿では戦前の「北海道アイヌ協会」の思想や活動構想を主に『蝦夷の光』を用いて分析した。そこで読み取ることができた「北海道アイヌ協会」

の姿は正直、他の研究から大きく発展させることはできなかった。しかし、アイヌ民族のための機関誌を発行する出版社としての新たな姿は提示することができたのではないかと思う。

また、戦後の「北海道アイヌ協会」についても機関誌『北の光』や機関紙『アイヌ新聞』を用いて分析した。ここでは単純な「北海道アイヌ協会」の分析というよりは、喜多章明という人物を視点とし、喜多がいかにかこの「北海道アイヌ協会」に関与していたかを読み取った。そして、この両者を結びつける研究はあまりなされていないなかで、戦前の「北海道アイヌ協会」が喜多中心であり十勝アイヌ中心であったという観点から、戦前と戦後の「北海道アイヌ協会」の差異を見出すことができた。

各地方のアイヌの地域性においてはあまり言及することができなかつたと反省している。本来であれば、釧路アイヌや胆振日高のアイヌの言説ももっと細かに分析すべきであった。しかし、十勝アイヌに関してはある程度の分析を行うことができたのではないかと思う。戦前は「十勝アイヌ旭明社」や「北海道アイヌ協会」が設立されるなど、アイヌ民族の運動が活発的に行われた地域であったのにもかかわらず、戦後から現代においては白老や平取などの胆振日高地方のアイヌ、もしくは旭川や阿寒のアイヌに比べて、あまり「十勝アイヌ」の存在感は強くない。これはアイヌ民族の自主的な運動に加えて、アイヌ文化を活用した観光業にどれだけ力をいれているかにも関係しているだろう。現在は帯広カムイトウウポポ保存会が中心となって帯広アイヌ古式舞踏の保存・伝承を行ったり、幕別に吉田菊太郎が設立した蝦夷文化考古館があったりと、アイヌ文化を活用した観光業も行われているようだが、その歴史は他地域と比べて新しい。この「観光アイヌ」という示唆を用いることで新たな各アイヌ民族の考えの地域性を見出すことができただろう。なお、旭川においては十勝ほどではないが、分析を行い、そこから喜多のアイヌ民族に対する態度をわずかながら見つけることができた。

現在の「北海道アイヌ協会」もアイヌ人口の問題もあるだろうが、胆振・日高地方の存在感が強いように思える。これは設立当時からその傾向があったことはすでに指摘したが、歴代の理事長が全て胆振と日高出身であることや、高橋真の『知里真志保小伝』において、戦後の「北海道アイヌ協会」の出現と運動方法について知里真志保の考えを記された箇所¹¹⁹に十勝アイヌの吉田菊太郎や旭川アイヌの川村カネトや荒井源次郎ら、そして釧路アイヌの貫塩喜蔵や山本多助らに知里が「道東、旭川のアイヌ日高。胆振のアイヌと仲良くするように」と説いていた¹¹⁹ことから読み取ることができる。また、戦前に「北海道アイヌ協会」に参加しなかった旭川では現在も「アイヌ協会」とは別の「旭川アイヌ協議会」が存在したりと、アイヌ民族が全道的に一枚であるとはいえない。今後全道のアイヌ民族が自らのアイデンティティに誇りを抱くことができる社会を実現するためにも、昭和戦前期から戦後初期に試みられた複数のアイヌの団結をめざす運動を、本稿がその限界も含めて再検討した意義はあったのではないかと信じる。

参考文献

- 『蝦夷の光』 創刊号（北海アイヌ協会、1930）
- 『蝦夷の光』 第2号（北海道アイヌ教会、1931）
- 『ふるさとの語り部』 第6号（帯広百年記念館、1991）
- 『北海道アイヌ（ウタリ）協会史研究／竹内渉編；1』（結城庄司研究会、2006）
- 『吉田菊太郎資料目録Ⅱ』（幕別町教育委員会、1998）
- 違星北斗『違星北斗遺稿 コタン』（草風館、1984）
- 違星北斗『違星北斗歌集』（角川ソフィア文庫、2021）
- 上田満男『わたしの北海道：アイヌ・開拓史』（すずさわ書店、1977）
- 小川正人、山田伸一『アイヌ民族 近代の記

- 録』（草風館、1998）
- 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』（北海道大学図書刊行会、1997）
 - 金倉義慧『旭川・アイヌ民族の近現代史』（高文研、2006）
 - 谷本晃久「近代アイヌの「給与地付与」要求と「処分法」の制定」（『新旭川市史』第4巻通史4、旭川市、2009）
 - 喜多章明『蝦夷地民話 えかしは語る』（北海道アイヌ協会、1933）
 - 喜多章明『えぞ民族社団 旭明社五十年史』（十勝旭明社、1967）
 - 喜多章明『アイヌ沿革誌—北海道旧土人保護法をめぐって』（北海道企画出版センター、1987）
 - 合田一道『「アイヌ新聞」記者高橋真—反骨孤高の新聞人』（藤原書店、2021）
 - 高橋真『知里真志保小伝：アイヌの文学博士』（アイヌ問題研究所、1962）
 - 竹内渉編『野村義一とウタリ協会』（草風館、2004）
 - 竹内渉『戦後アイヌ民族活動史』（解放出版社、2020）
 - 竹ヶ原幸朗『近代北海道史をとらえなおす』（社会評論社、2010）
 - 谷川健一編『近代民衆の記録 5 アイヌ』（新人物往来社、1972）
 - 宮武公夫『海を渡ったアイヌ 先住民展示と二つの博覧会』（岩波書店、2010）
 - リチャード・シドル著、マーク・ウィンチェスター訳『アイヌ通史』（岩波書店、2021）
 - 小川正人「札幌からアイヌの歴史を考える」『開発こうほう』21.6、25-29頁（北海道開発協会、2021）
 - 喜多章明「アイヌ族とアイヌ児童の保護」『児童保護』7、41-46頁（日本少年教護教會、1937）
 - 木戸調「北海道ウタリ協会の運動とアイヌ民族の「主体性」—1960年代から1984年「アイヌ新法（案）」まで—」『アジア社会文化研究』20号、87-101頁（広島大学、2019）
 - 藤本英夫「和人侵略とアイヌ解放運動」谷川健一編『近代民衆の記録 5 アイヌ』558-565頁（新人物往来社、1972）
 - 山田伸一「「北海道アイヌ協会」と「全道アイヌ青年大会」」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第6号、19-47頁（北海道博物館、2000）
 - 小川正人、山田伸一『十勝毎日新聞（1920-1939年）掲載アイヌ関係記事：目録と紹介（1）』『帯広百年記念館紀要』第19号（出版地不明、2001）
 - 小川正人、山田伸一『十勝毎日新聞（1920-1939年）掲載アイヌ関係記事：目録と紹介（2）』『帯広百年記念館紀要』第20号（出版地不明、2002）
 - 藤野豊、黒川みどり『人間に光あれ—日本近代史のなかの水平社』（六花出版、2022）
 - 朝治武『全国水平社 1922-1942 —差別と解放の苦悩』（ちくま新書、2022）
 - 黒川みどり『被差別部落認識の歴史—異化と同化の間』（岩波書店、2021）
-
- ¹ 谷川健一編『近代民衆の記録 5 アイヌ』271-309頁（新人物往来社、1972）
- ² 「今ぞたつアイヌの歌人 亡びゆく同族の救世主 余市の違星北斗君」『小樽新聞』1927年12月4日
- ³ 山田伸一「「北海道アイヌ協会」と「全道アイヌ青年大会」」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第6号、19-47頁（北海道博物館、2000）
- ⁴ 同上 30頁
- ⁵ 同上 44頁
- ⁶ 『北海道アイヌ（ウタリ）協会史研究／竹内渉編：1』（結城庄司研究会、2006）19頁
- ⁷ 同上 20頁
- ⁸ 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』（北海道大学図書刊行会、1997）312頁

- ⁹ リチャード・シドル著、マーク・ウィンチェスター訳『アイヌ通史』（岩波書店、2021）179頁
- ¹⁰ 同上 149頁
- ¹¹ 竹内渉編『野村義一とウタリ協会』（草風館、2004）
- ¹² 木戸調「北海道ウタリ協会の運動とアイヌ民族の「主体性」——1960年代から1984年「アイヌ新法（案）」まで——」『アジア社会文化研究』20号、87-101頁（広島大学、2019）93頁
- ¹³ 竹中歩編「野村義一と北海道ウタリ協会」（草風館、2004）199頁
- ¹⁴ 同上 198頁
- ¹⁵ 喜多章明『えぞ民族社団 旭明社五十年史』（十勝旭明社、1967）序
- ¹⁶ 同上 2頁
- ¹⁷ 同上 4頁
- ¹⁸ 同上 26頁
- ¹⁹ 『蝦夷の光』創刊号（北海アイヌ協会、1930）11-15頁
- ²⁰ 同上 18-19頁
- ²¹ 同上 26-28頁
- ²² 同上 23頁
- ²³ 同上 10頁
- ²⁴ 同上 30-33頁
- ²⁵ 『蝦夷の光』第2号（北海道アイヌ教會、1931）9頁、支庁略
- ²⁶ 同上 29-31頁
- ²⁷ 同上 36-37頁
- ²⁸ 同上 27-28頁
- ²⁹ 同上 「最近に於ける全道土人の概況 青年よ!! 先ず自己の脚下を知れ」は5-18頁、そのうち引用箇所は6頁
- ³⁰ 人名の後ろの土地名は筆者による。
- ³¹ 『蝦夷の光』第2号（北海道アイヌ教會、1931）45-47頁
- ³² 同上 49頁
- ³³ 谷川健一編『近代民衆の記録 5 アイヌ』194-223頁（新人物往来社、1972）203頁
- ³⁴ 同上 207頁
- ³⁵ 同上 216-217頁
- ³⁶ 喜多章明『蝦夷地民話 えかしは語る』（北海道アイヌ協会、1933）95頁
- ³⁷ 同上 98頁
- ³⁸ 喜多章明『アイヌ沿革誌—北海道旧土人保護法をめぐって』（北海道企画出版センター、1987）174頁
- ³⁹ 同上 175頁
- ⁴⁰ 同上 180頁
- ⁴¹ 同上 180頁
- ⁴² 『吉田菊太郎資料目録Ⅱ』（幕別町教育委員会、1998）142頁
- ⁴³ 金倉義慧『旭川・アイヌ民族の近現代史』（高文研、2006）57頁
- ⁴⁴ 喜多章明『アイヌ沿革誌—北海道旧土人保護法をめぐって』（北海道企画出版センター、1987）206頁
- ⁴⁵ 上田満男『わたしの北海道：アイヌ・開拓史』（すずさわ書店、1977）84頁
- ⁴⁶ 同上 84頁
- ⁴⁷ リチャード・シドル著 マーク・ウィンチェスター訳『アイヌ通史』（岩波書店、2021）124-126頁
- ⁴⁸ 『ふるさとの語り部』第6号（帯広百年記念館、1991）66頁
- ⁴⁹ 同上 67頁
- ⁵⁰ 同上 68頁
- ⁵¹ 同上 72頁
- ⁵² 喜多章明『アイヌ沿革誌—北海道旧土人保護法をめぐって』（北海道企画出版センター、1987）215頁
- ⁵³ 『ふるさとの語り部』第6号（帯広百年記念館、1991）64頁
- ⁵⁴ 喜多章明『アイヌ沿革誌—北海道旧土人保護法をめぐって』（北海道企画出版センター、1987）179頁
- ⁵⁵ 同上 178頁
- ⁵⁶ 同上 179頁
- ⁵⁷ 『ふるさとの語り部』第6号（帯広百年記念館、1991）68頁
- ⁵⁸ 喜多章明「アイヌ族とアイヌ児童の保護」『兒

- 童保護』7、41-46頁（日本少年教護教會、1937）42頁
- ⁵⁹ 同上 44頁
- ⁶⁰ 同上 42頁
- ⁶¹ 同上 46頁
- ⁶² 高橋真『知里真志保小伝：アイヌの文学博士』（アイヌ問題研究所、1962）21頁
- ⁶³ 喜多章明『アイヌ沿革誌—北海道旧土人保護法をめぐって』（北海道企画出版センター、1987）208頁
- ⁶⁴ 小川正人、山田伸一『十勝毎日新聞（1920-1939年）掲載アイヌ関係記事：目録と紹介（1）』『帯広百年記念館紀要』第19号（出版地不明、2001）41-42頁
- ⁶⁵ 同上 5頁
- ⁶⁶ 同上 6頁
- ⁶⁷ 同上 6頁
- ⁶⁸ 同上 10頁
- ⁶⁹ 金倉義慧『旭川・アイヌ民族の近現代史』（高文研、2006）
- ⁷⁰ 谷本晃久「近代アイヌの「給与地付与」要求と「処分法」の制定」（『新旭川市史』第4巻通史4、旭川市、2009）553-554頁
- ⁷¹ 同上 554-555頁
- ⁷² 小川正人、山田伸一『十勝毎日新聞（1920-1939年）掲載アイヌ関係記事：目録と紹介（2）』『帯広百年記念館紀要』第20号（出版地不明、2002）11頁
- ⁷³ 竹内渉『戦後アイヌ民族活動史』（解放出版社、2020）58頁
- ⁷⁴ 谷川健一編『近代民衆の記録 5 アイヌ』271-309頁（新人物往来社、1972）292頁
- ⁷⁵ 喜多章明『アイヌ沿革誌—北海道旧土人保護法をめぐって』（北海道企画出版センター、1987）190頁
- ⁷⁶ 遠星北斗『遠星北斗歌集』（角川ソフィア文庫、2021）342頁
- ⁷⁷ リチャード・シドル著、マーク・ウィンチェスター訳『アイヌ通史』（岩波書店、2021）172、176頁
- ⁷⁸ 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』（北海道大学図書館刊行会、1997）308頁
- ⁷⁹ 宮武公夫『海を渡ったアイヌ 先住民展示と二つの博覧会』（岩波書店、2010）184頁
- ⁸⁰ 藤本英夫「和人侵略とアイヌ解放運動」谷川健一編『近代民衆の記録 5 アイヌ』558-565頁（新人物往来社、1972）564頁
- ⁸¹ 遠星北斗『遠星北斗遺稿 コタン』（草風館、1984）111-115頁
- ⁸² 同上 116頁
- ⁸³ 小川正人「札幌からアイヌの歴史を考える」『開発こうほう』21.6、25-29頁（北海道開発協会、2021）26頁
- ⁸⁴ 小川正人、山田伸一『アイヌ民族 近代の記録』（草風館、1998）81頁
- ⁸⁵ 山田伸一「『北海道アイヌ協会』と『全道アイヌ青年大会』」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第6号、19-47頁（北海道博物館、2000）21-23頁
- ⁸⁶ 小川正人、山田伸一『アイヌ民族 近代の記録』（草風館、1998）124頁
- ⁸⁷ 山田伸一「『北海道アイヌ協会』と『全道アイヌ青年大会』」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第6号、19-47頁（北海道博物館、2000）23頁
- ⁸⁸ 竹ヶ原幸朗「『解平社』の創立と近文アイヌ給与予定地問題」竹ヶ原幸朗『近代北海道史をとらえなおす』270-313頁（社会評論社、2010）
- ⁸⁹ 同上 285頁
- ⁹⁰ 同上 295頁
- ⁹¹ 同上 300頁
- ⁹² 同上 280頁
- ⁹³ 同上 297頁
- ⁹⁴ 同上 299頁
- ⁹⁵ 同上 279頁
- ⁹⁶ 同上 280頁
- ⁹⁷ 朝治武『全国水平社 1922-1942 -差別と解放の苦悩』（ちくま新書、2022）193頁
- ⁹⁸ 藤野豊、黒川みどり『人間に光あれ—日本近代

- 史のなかの水平社』(六花出版、2022) 41頁
- ⁹⁹ 朝治武『全国水平社 1922-1942 -差別と解放の苦悩』(ちくま新書、2022) 78頁
- ¹⁰⁰ 藤野豊、黒川みどり『人間に光あれー日本近代史のなかの水平社』(六花出版、2022) 42頁
- ¹⁰¹ 黒川みどり『被差別部落認識の歴史ー異化と同化の間』(岩波書店、2021) 201-206頁
- ¹⁰² 同上 123頁
- ¹⁰³ 同上 126頁
- ¹⁰⁴ 同上 128頁
- ¹⁰⁵ 谷本晃久「近代アイヌの「給与地付与」要求と「処分法」の制定」(『新旭川市史』第4巻通史4、旭川市、2009) 555-558頁
- ¹⁰⁶ 小川正人、山田伸一『十勝毎日新聞(1920-1939年)掲載アイヌ関係記事:目録と紹介(1)』『帯広百年記念館紀要』第19号(出版地不明、2001) 40頁
- ¹⁰⁷ 合田一道『「アイヌ新聞」記者高橋真-反骨孤高の新聞人』(藤原書店、2021)
- ¹⁰⁸ 同上 38頁
- ¹⁰⁹ 小川正人、山田伸一『アイヌ民族 近代の記録』(草風館、1998) 247頁
- ¹¹⁰ 同上 274頁
- ¹¹¹ 谷川健一編『近代民衆の記録 5 アイヌ』(新人物往来社、1972) 287頁
- ¹¹² 小川正人、山田伸一『アイヌ民族近代の記録』(草風館、1998) 270頁
- ¹¹³ 同上 268頁
- ¹¹⁴ 同上 266頁
- ¹¹⁵ 同上 266頁
- ¹¹⁶ 同上 271-272頁
- ¹¹⁷ 同上 251頁
- ¹¹⁸ 同上 249頁
- ¹¹⁹ 高橋真『知里真志保小伝:アイヌの文学博士』(アイヌ問題研究所、1962) 12-13頁
- (たかだ きょうたろう 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了)